

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	監視 00-01 <u>R 4</u>
提出年月日	令和5年3月24日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（監視）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第49条 監視測定設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

3. 本資料の位置付けについて

本資料の進捗は下表のとおりである。

今回の資料提出の目的は、事業変更許可の八号及び添付書類八の記載事項の基本設計方針への展開方針を示すことである。

資料	対応事項	未対応事項
別紙 1	<ul style="list-style-type: none"> ・3/15 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 等への指摘事項の反映 ・別紙 1 ①別添「事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業許可変更申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書 本文と基本設計方針の紐づけ番号の精査 ・基本設計方針及び事業変更許可申請書 本文と事業変更許可申請書 添付書類六との記載位置の整合 ・試験・検査について、重事 17 における記載方針の整理結果を反映 ・3/23 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 等への指摘事項の反映
別紙 2	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針の展開(別紙 1 の反映) ・添付書類記載事項の展開(別紙 4 の反映)
別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類記載事項の展開(別紙 4 の反映) ・補足説明すべき項目の追記
別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針の展開(別紙 1 の反映) ・2/16 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 への指摘事項の反映 ・本文・添付書類間、添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成 ・添付書類記載事項の充実(上記のつながりを受けて、根拠の記載を拡充する等の対応)
別紙 5	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記
別紙 6	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の体裁の確認(変更前の記載がない場合の記載作法) ・基本設計方針の展開(別紙 1 の反映)

監視00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(監視)】

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	3/24	4	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

別紙

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・ 事業変更許可申請書 本文と基本設計方針の紐づけ番号の精査
- ・ 基本設計方針及び事業変更許可申請書 本文と事業変更許可申請書 添付書類六との記載位置の整合
- ・ 試験・検査について、重事 17 における記載方針の整理結果を反映
- ・ 3/23 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 等への指摘事項の反映

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（1 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第四十九条 監視測定設備</p> <p>再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。①②③④</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。⑤</p> <p>事業指定基準規則 第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>6. 放射線管理施設</p> <p><u>放射線管理施設の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」、</u> <u>「2. 地盤」、</u> <u>「3. 自然現象等」、</u> <u>「5. 火災等による損傷の防止」、</u> <u>「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、</u> <u>「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」</u> 及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(o) 放射線管理施設</p> <p>再処理事業所には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う放射線管理施設を設け、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。□</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室及びその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。□</p> <p>(p) 監視設備</p> <p>再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視、測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、電源を受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。□</p>			

【凡例】

- 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
- 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
- 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
- 黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
- 紫字：DB設備に関する記載（比較対象外箇所）
- 🗨️：発電炉との差異の理由
- 📌：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（2 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>放射線管理施設には、放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため、放射線業務従事者等の出入管理、汚染管理、除染等を行うための放射線監視設備、試料分析関係設備、出入管理関係設備及び個人管理用設備を設置し、放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p> <p>また、放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、中央制御室その他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とするとともに、表示に係る運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>放射線管理施設には、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）として、放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備を設置する設計とする。</p>	<p>また、モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。㊦</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。㊦</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（3 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 放射線管理施設に係る設計であることを明確化するために記載した。（以下同じ）</p>	<p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。①-1, 1', ②-1, 1', ③-1, 1', ④-1, 1'</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1, ②-1, ③-1, ④-1【①P38～】</p>	<p>8.2 重大事故等対処設備 8.2.1 概要 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 ◇</p>	<p>1.1 放射線管理用計測装置 (設計基準の設備に係る記載のため中略) 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。</p>	<p>①-1', ②-1', ③-1', ④-1' (P17 から)</p>
<p>【許可からの変更点】 基本設計方針の記載に合わせ、語尾の記載を適正化した。（以下同じ）</p>	<p>放射線管理施設には、重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。⑤-1, 1'</p>	<p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑤-1</p>	<p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p>	<p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために、環境測定装置を保管する設計とする。</p>	<p>⑤-1' (P17 から)</p>
<p>【許可からの変更点】 放射線管理施設に係る設計であることを明確化するために記載した。（以下同じ）</p>	<p>放射線管理施設には、重大事故等が発生し、環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。⑥-1, 1'</p>	<p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑥-1</p>	<p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇</p>		<p>⑥-1' (P17 から)</p>
<p>【許可からの変更点】 モニタリングポスト及びダストモニタの設備階層を示すために記載した。</p>	<p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。①-2, 2', 3, 3', ②-2, 2', 3, 3', ③-2, 2', 3, 3', ④-2, 2', 3, 3', ⑤-2, 2', 3, 3', ⑥-2, 2'</p>	<p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2, ②-2】、代替モニタリング設備【①-3, ②-3】、試料分析関係設備【③-2】、代替試料分析関係設備【③-3】、環境管理設備【④-2, ⑤-2】、代替放射能観測設備【④-3】、代替気象観測設備【⑤-3】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2】で構成する。【②P38～】</p>	<p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。 ◇</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するためのパラメータ及び監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため。</p>	<p>①-2', 3', ②-2', 3', ③-2', 3', ④-2', 3', ⑤-2', 3', ⑥-2' (P17 から)</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉は、代替電源を非常用電源設備の基本設計方針に記載しているのに対し、再処理施設の事業変更許可では、放射線管理施設に係る代替電源は自条文で説明しているため。</p>	<p>【許可からの変更点】 記載の適正化（放射線管理施設の方針として、設計基準対象の施設と兼用することを具体的設備展開に先立って明確化した。）</p>	<p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。□ 中央制御室については、「へ。(4)(i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ。(4)(ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ。(1)(i) 電気設備」に記載する。□</p>	<p>監視測定に係る目的に基づく設備一覧表及び対処の実施項目を第8.2-1表及び第8.2-2表に示す。◇ 監視測定設備の機器配置概要図を第8.2-1図～第8.2-4図に示す。◇ 代替モニタリング設備の系統概要図を第8.2-5図及び第8.2-6図に示す。◇ 代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第8.2-7図に示す。◇</p>	<p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。</p>	<p>①-12 (P27 から) ①-13 (P18 から) ②-13 (P33 から) ③-11 (P62 から) ④-11 (P70 から) ⑤-11 (P70 から)</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p>	<p>放射線管理施設を構成する重大事故等対処設備のうち、放射線監視設備、試料分析関係設備、代替モニタリング設備の一部及び環境管理設備は、設計基準対象の施設と兼用する。</p>	<p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。□ 中央制御室については、「へ。(4)(i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ。(4)(ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ。(1)(i) 電気設備」に記載する。□</p>	<p>監視測定に係る目的に基づく設備一覧表及び対処の実施項目を第8.2-1表及び第8.2-2表に示す。◇ 監視測定設備の機器配置概要図を第8.2-1図～第8.2-4図に示す。◇ 代替モニタリング設備の系統概要図を第8.2-5図及び第8.2-6図に示す。◇ 代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第8.2-7図に示す。◇</p>	<p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。</p>	<p>①-12 (P27 から) ①-13 (P18 から) ②-13 (P33 から) ③-11 (P62 から) ④-11 (P70 から) ⑤-11 (P70 から)</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p>	<p>放射線管理施設を構成する重大事故等対処設備のうち、放射線監視設備、試料分析関係設備、代替モニタリング設備の一部及び環境管理設備は、設計基準対象の施設と兼用する。</p>	<p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。□ 中央制御室については、「へ。(4)(i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ。(4)(ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ。(1)(i) 電気設備」に記載する。□</p>	<p>監視測定に係る目的に基づく設備一覧表及び対処の実施項目を第8.2-1表及び第8.2-2表に示す。◇ 監視測定設備の機器配置概要図を第8.2-1図～第8.2-4図に示す。◇ 代替モニタリング設備の系統概要図を第8.2-5図及び第8.2-6図に示す。◇ 代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第8.2-7図に示す。◇</p>	<p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。</p>	<p>①-12 (P27 から) ①-13 (P18 から) ②-13 (P33 から) ③-11 (P62 から) ④-11 (P70 から) ⑤-11 (P70 から)</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p>	<p>放射線管理施設を構成する重大事故等対処設備のうち、放射線監視設備、試料分析関係設備、代替モニタリング設備の一部及び環境管理設備は、設計基準対象の施設と兼用する。</p>	<p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。□ 中央制御室については、「へ。(4)(i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ。(4)(ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ。(1)(i) 電気設備」に記載する。□</p>	<p>監視測定に係る目的に基づく設備一覧表及び対処の実施項目を第8.2-1表及び第8.2-2表に示す。◇ 監視測定設備の機器配置概要図を第8.2-1図～第8.2-4図に示す。◇ 代替モニタリング設備の系統概要図を第8.2-5図及び第8.2-6図に示す。◇ 代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第8.2-7図に示す。◇</p>	<p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。</p>	<p>①-12 (P27 から) ①-13 (P18 から) ②-13 (P33 から) ③-11 (P62 から) ④-11 (P70 から) ⑤-11 (P70 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（4 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング用発電機，代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機と各負荷設備との接続時の系統図を第8.2-8図に示す。◇</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備の一部は，MOX燃料加工施設と共用する。◇</p> <p>8.2.2 設計方針 代替モニタリング設備は，常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。◇</p> <p>（1）多様性，位置的分散 基本方針については，「1.7.18（1）a．多様性，位置的分散」に示す。◇</p> <p>a．常設重大事故等対処設備 放射線監視設備のうち，内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒），使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト，代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部，環境モニタリング設備，試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理等の対応により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>また，放射線監視設備の環境モニタリング設備は，森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>b．可搬型重大事故等対処設備 内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備の放射能観測車は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理等</p>	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは，炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし，計測する装置は「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセスモニタリング設備に示す重大事故等対処設備，エリアモニタリング設備のうち使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ），使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）とする。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は，設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し，適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに，重大事故等が発生し，当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器の線量当量率等のパラメータの計測が困難となった場合に，代替パラメータにより推定ができる設計とする。</p> <p>また，重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確にするとともに，パラメータの計測が困難となった場合の代替パラメータによる推定等，複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。</p> <p>原子炉格納容器内の放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは，計測又は監視できる設計とする。また，計測結果は中央制御室に指示又は表示し，記録できる設計とする。重大事故等の対応に必要なパラメータは，安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録，保存し，電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また，記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は，非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合に</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処するためのパラメータ及び監視については，当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（5 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>の対応により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋内及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>主排気筒管理建屋内及び制御建屋内に保管する場合は放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散</p>	<p>において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p> <p style="background-color: yellow;">（発電炉の記載） <不一致の理由> 重大事故等に対処するためのパラメータ及び監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第 47 条の基本設計方針に記載するため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（6 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>を図る。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備又は環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備が設置される周辺監視区域境界付近、環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（7 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、環境モニタリング設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 (a) 放射線監視設備 主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に2系列を有する設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、9台を有する設計とする。◇</p> <p>(b) 試料分析関係設備 試料分析関係設備の放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（8 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。◇</p> <p>(c) 環境管理設備 MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（9 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計 18台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計 18台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計 2台以上を確保する。また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計 19台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計 16台以上を確保する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（10 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ (SA) は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。◇</p> <p>(b) 代替試料分析関係設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。◇</p> <p>(c) 環境管理設備 MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（11 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。◇</p> <p>(d) 代替放射能観測設備 MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>(e) 代替気象観測設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また、電源喪失により保</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（12 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。◇</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇</p> <p>（f）環境モニタリング用代替電源設備 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。◇</p> <p>（4）環境条件等 基本方針については、「1.7.18（3）環境条件等」に示す。◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「1.7.18（5）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（13 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>筒)の排気モニタリング設備,北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒),使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト,環境モニタリング設備,代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部,試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は,地震等により機能が損なわれる場合,代替設備による機能の確保,修理等の対応により機能を維持する設計とする。◇</p> <p>また,放射線監視設備の環境モニタリング設備は森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>放射線監視設備,試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し,主排気筒管理建屋,北換気筒管理建屋,制御建屋,周辺監視区域境界付近,分析建屋,環境管理建屋及び再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより,機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 代替モニタリング設備のうち,可搬型排気モニタリング設備,可搬型排気モニタリング用データ伝送装置,可搬型データ表示装置,可搬型排気モニタリング用発電機,可搬型環境モニタリング設備,可搬型環境モニタリング用データ伝送装置,可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は,外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋,制御建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替試料分析関係設備は,外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋,第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（14 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。◇</p> <p>代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積算荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。◇</p> <p>（5）操作性の確保 基本方針については、「1.7.18（4）a．操作性の確保」に示す。◇</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（15 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。①</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。①</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。①</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様 放射線管理施設の重大事故等対処設備の主要設備の仕様を第 8.2-3 表に示す。 ②</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（16 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を、放射線監視設備として排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を、環境管理設備として放射能観測車を設ける。</p> <p>□</p> <p>環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、電源を受電できる設計とする。□</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。□</p> <p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。□</p>	<p>8.2.4 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（17 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1', ②-1', ③-1', ④-1'</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑤-1'</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。⑥-1'</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備【①-2', ②-2'】, 代替モニタリング設備【①-3', ②-3'】, 試料分析関係設備【③-2'】, 代替試料分析関係設備【③-3'】, 環境管理設備【④-2', ⑤-2'】, 代替放射能観測設備【④-3'】, 代替気象観測設備【⑤-3'】及び環境モニタリング用代替電源設備【⑥-2'】で構成する。</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。□</p> <p>中央制御室については、「へ.(4)(i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ.(4)(ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ.(1)(i) 電気設備」に記載する。□</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (i) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設ける。□</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を使用する。◇</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内の風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるようにするため、環境管理設備の気象観測設備及び代替気象観測設備を使用する。◇</p> <p>常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）への給電を可能とするため、環境モニタリング用代替電源設備を使用する。◇</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び放出管理分析設備は、「7.2.2.1 代替換気設備」、「7.2.2.2 廃ガス貯留設備」としても使用する。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型試料分析設備は、「7.2.2.1 代替換気設備」としても使用する。◇</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。◇</p>		<p>①-1', ②-1', ③-1', ④-1' (P3 へ)</p> <p>⑤-1' (P3 へ)</p> <p>⑥-1' (P3 へ)</p> <p>①-2', 3', ②-2', 3', ③-2', 3', ④-2', 3', ⑤-2', 3', ⑥-2' (P3 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（18 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1 放射線監視設備 放射線監視設備は、屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備及び放射線サーベイ機器で構成する。</p>	<p>北換気筒管理建屋は、再処理施設用と廃棄物管理施設用の排気モニタリング設備をそれぞれ設置する設計とするため、「再処理規則」及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」に基づき管理区域を設定する。管理区域への出入管理に用いる出入管理設備は廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。①</p> <p>(ii) 試料分析関係設備 作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。①</p> <p>(iii) 放射線監視設備 管理区域の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。①</p> <p>(iv) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。①</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。①</p>	<p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。①</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成する。①</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。①</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。①</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。①</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。①</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。①</p> <p>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。①</p> <p>放射線監視設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、試料分析関係設備、環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-13, 14【⑤P38へ】</p> <p>また、環境管理設備の放射能測定車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け</p>		<p>①-14 (P38 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（19 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る。◇</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。◇</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（20 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 試料分析関係設備 気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える。また、周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える。□ 環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と環境試料測定設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p> <p>重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③-4【③P62～】</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>試料分析関係設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統については、「リ. (1)(i) 電気設備」に示す。③</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。③-5【⑥P62～】</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。③-6【⑦P65～】</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。③-7【⑧P65～】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（21 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。 【⑨P63, 66 へ】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 【⑩P63, 66 へ】</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。 【⑪P62, 64 へ】</p> <p>代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-9【⑫P66 へ】</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-23【⑬P63 へ】</p> <p>試料分析関係設備の放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台【⑭】を有する設計とする。⑨-24【⑭P63 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台【⑮】を有する設計とする。⑧-24, ⑨-25 【⑮P63 へ】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（22 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【2】予備として故障時のバックアップを1台【2】の合計2台【2】以上を確保する。⑧-29, ⑨-28【16P67～】</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【2】予備として故障時のバックアップを1台【2】の合計2台【2】以上を確保する。⑨-29【17P67～】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、【2】予備として故障時のバックアップを2台【2】の合計4台【2】以上を確保する。⑧-30, ⑨-30【18P67～】</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-19【19P68～】</p> <p>試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-17【20P64～】</p> <p>代替試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-20【21P68～】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（23 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>【②P64, 68 へ】</p> <p>(a) 主要な設備 (イ) 試料分析関係設備 [常設重大事故等対処設備] 放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用） 放射能測定装置（ガスフローカウンタ） 1 台 ② 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ） 1 台 ② 核種分析装置 1 台 ②</p> <p>環境試料測定設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） 核種分析装置 1 台 ②</p> <p>(ロ) 代替試料分析関係設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置（MOX燃料加工施設と共用） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ② 可搬型核種分析装置（MOX燃料加工施設と共用） 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） ② 可搬型トリチウム測定装置 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ②</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（24 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.1 屋内モニタリング設備</p> <p>6.1.1.1 屋内モニタリング設備の基本的な設計</p> <p>再処理施設内の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>臨界警報装置は、放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p> <p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用する。</p> <p>分析建屋のダストモニタの一部は、六ヶ所保障措置分析所と共用するが、分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.1.2 屋外モニタリング設備</p> <p>屋外モニタリング設備は、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p>		<p>(発電炉の記載)</p> <p><不一致の理由></p> <p>重大事故等に対処するためのプールエリア放射線モニタについては、当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため。</p> <p>(発電炉の記載)</p> <p><不一致の理由></p> <p>重大事故等に対処するための緊急時対策所エリアモニタについては、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため。</p>	<p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>重大事故等時に使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）を設け、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、計測結果は中央制御室に表示し、記録及び保存できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（25 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.2.1 排気モニタリング設備</p> <p>6.1.2.1.1 排気モニタリング設備の基本的な設計</p> <p>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排気モニタリング設備として、主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタを設置する設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、主排気筒管理建屋に収納する。</p> <p>主排気筒管理建屋は、地上1階の建物とする設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値は、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタの測定値を指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても警報を発する設計とする。</p> <p>排気サンプリング設備は、主排気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒、使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒並びに低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出される排気中の放射性物質を連続的に捕集する設計とする。</p> <p>冷却空気出口シャフトには、冷却空気出口シャフトモニタを設け、排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。冷却空気出口シャフトモニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、中央制御室において警報を発する設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（26 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(ii) 放射線監視設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。□</p> <p>排気モニタリング設備のうち、主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は、主排気筒管理建屋に収納する。□</p> <p>主排気筒管理建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、建築面積約300m²の建物である。□</p> <p>主排気筒管理建屋機器配置概要図を第183図に示す。□</p> <p>環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p> <p>また、積算線量計は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の周辺監視区域付近の空間放射線量測定のための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることからMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p>	<p>(2) 主要設備◇</p> <p>a. 放射線監視設備</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（27 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 重大事故等の対処に用いる放射線監視設備の対象を明確化した。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。①-4, 5</p> <p>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。①-6</p> <p>【許可からの変更点】 線量の監視、測定に関する記載は環境モニタリング設備に関する記載であり、排気モニタリング設備では、線量の監視、測定を行っていないことから、線量に関する記載は環境モニタリング設備にて記載したため。</p>	<p>重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-4, 12【②P33～】</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。①-5【②P33～】</p> <p>重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。①-6</p>	<p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>排気モニタリング設備は、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする設計とする。◇</p> <p>環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近をモニタリング対象とする設計とする。◇</p> <p>排気モニタリング設備は、再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。◇</p>		<p>①-12 (P3～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（28 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 「同様に」の内容を明確化した。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。(以下同じ)</p>	<p>6.1.2.1.2 多様性、位置的分散 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒の主配管(建屋換気系)は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-1</p> <p>6.1.2.1.3 悪影響防止 排気モニタリング設備の排気サンプリング設備(主排気筒)は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-6</p> <p>排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-7</p> <p>6.1.2.1.4 個数及び容量 排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数(排気サンプリング設備については2系列)を有する設計とする。⑨-1, 50, 51</p>	<p>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑦-1</p> <p>【⑩P42 から】</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-6 【⑫P45 から】</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-7 【⑬P45 から】</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に2系列を有する設計とする。⑨-1</p> <p>【⑭P46 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は弁又は切り離しであり、添付書類において明確化するため、当該箇所では許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		<p>⑨-50, 51 (P52 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（29 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」の指す内容は、第36条の基本設計方針において具体化されている風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響等であり、考慮する事象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.1.2.1.5 環境条件等</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-1</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。⑩-1</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備（主排気筒）の配管の一部は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-2</p> <p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（主排気筒）は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-3</p> <p>排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-4</p>	<p>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-1</p> <p>【⑨P42 から】</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.（7）（ii）（b）（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-2</p> <p>【⑨P49 から】</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-3</p> <p>【⑨P49 から】</p> <p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-4</p> <p>【⑨P50 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【等の解説】 「代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等」が指す具体的な内容には、損傷防止措置や加熱の停止、送液の停止等の一部の設備の停止も含んでおり、保安規定に基づき策定する手順書において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて引用先を適正化した。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて対象設備を適正化した。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（30 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 327 513 499">【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p data-bbox="181 804 513 940">【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。（以下同じ）</p> <p data-bbox="181 972 513 1129">【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて対象設備を適正化した。</p> <p data-bbox="181 1329 513 1696">(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="181 1707 513 1906">【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p data-bbox="557 237 1026 405">6.1.2.1.6 操作性の確保 排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑪-1</p> <p data-bbox="557 573 1026 846">排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。⑪-2</p> <p data-bbox="557 993 1026 1224">6.1.2.1.7 試験・検査 排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-1</p> <p data-bbox="557 1392 1026 1497">また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修及び校正が可能な設計とする。⑫-1</p> <p data-bbox="557 1539 1026 1644">排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。⑫-2</p>	<p data-bbox="1056 268 1525 510">主排気筒の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。⑪-1 【⑤P51 から】</p> <p data-bbox="1056 573 1525 919">主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。⑪-2 【⑥P51 から】</p> <p data-bbox="1056 1024 1525 1266">放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-1 【⑥P51 から】</p> <p data-bbox="1056 1329 1525 1434">【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。（以下同じ）</p> <p data-bbox="1056 1539 1525 1738">また、放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。 ⑫-2 【②P51 から】</p>	<p data-bbox="1561 300 2021 436">【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。（以下同じ）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（31 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.2.2 排水モニタリング設備</p> <p>6.1.2.2.1 排水モニタリング設備の基本的な設計</p> <p>再処理施設から放出される放射性物質の濃度を監視するための排水モニタリング設備として、排水サンプリング設備を設置し、放出の異常を確認するための排水モニタを設置する設計とする。</p> <p>排水サンプリング設備は、排水をサンプリングする設計とする。</p> <p>6.1.2.3 環境モニタリング設備</p> <p>6.1.2.3.1 環境モニタリング設備の基本的な設計</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための環境モニタリング設備として、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計を設置する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために測定値を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、非常用所内電源系統から受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に無停電電源装置から受電できる設計とする。</p>		<p>(発電炉の記載)</p> <p><不一致の理由></p> <p>重大事故等に対処するためのパラメータの監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため。</p>	<p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の排出経路における放射線量率を測定し、放射性物質濃度を推定できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）を設ける設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（32 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>モニタリングポスト及びダストモニタから中央制御室及び緊急時対策所までのデータの伝送系は、有線及び無線（衛星回線を含む。）により多様性を有する設計とし、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においてもモニタリングポスト及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えた場合に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において警報を発する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用する。</p> <p>また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、積算線量計は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（33 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて対象設備を適正化した。</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。②-4,5</p> <p>【許可からの変更点】 測定対象の記載順を、設備の記載順と整合させたため。</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。②-6</p>	<p>重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。②-4,13【③P27から】</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。②-5【④P27から】</p> <p>重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。②-6</p>	<p>環境モニタリング設備のモニタリングポストは、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続監視し、記録する設計とする。◇</p> <p>環境モニタリング設備のダストモニタは、周辺監視区域境界付近における粒子状放射性物質を連続的に捕集、測定し、記録する設計とする。◇</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の排気筒モニタ並びに環境モニタリング設備の測定値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。◇</p> <p>また、排気筒モニタ及び環境モニタリング設備は、緊急時対策所へ測定値を伝送する設計とする。◇</p>		<p>②-13 (P3へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（34 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第 33 条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>環境モニタリング設備は、非常用所内電源系統に加えて、環境モニタリング用代替電源設備である環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。②-12</p> <p>6.1.2.3.2 多様性、位置的分散 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-2</p>	<p>【許可からの変更点】 環境モニタリング用代替電源設備から給電できることを明確化した。</p> <p>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑦-2</p> <p>【③9P42 から】</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、【◇】モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。②-12</p> <p>【④P86 から】</p>	<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 （設計基準の設備に係る記載のため中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>（設計基準の設備に係る記載のため中略）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（35 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 MOX燃料加工施設と共用する設備については、共用した場合においても対処に影響を及ぼさない設計であることを明確にするため、記載を適正化。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 測定対象の記載順を、設備の記載順と整合させたため。</p>	<p>6.1.2.3.3 悪影響防止 環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-1,2</p> <p>【許可からの変更点】 重大事故等時における記載であることは前段で述べているため（以下同じ）</p> <p>環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-3,4,⑨-2</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.1.2.3.4 個数及び容量」に示す。⑧-6,⑨-3</p> <p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-5</p> <p>6.1.2.3.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、線量及び放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑧-6,⑨-3</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-1【⑤P42から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-3,⑨-2【⑥P42から】</p> <p>【許可からの変更点】 容量及び台数に係る記載は異なる章に記載しているため、呼び込みを追加した。（以下同じ）</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-5【④P45から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑧-6,⑨-3【④P46から】</p>	<p>環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-2</p> <p>【許可からの変更点】 設備を共用することについては前段で述べており、記載が重複しているため（以下同じ）</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-4</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（36 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて対象設備を適正化した。</p>	<p>6.1.2.3.5 環境条件等 <u>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-5</u> <u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。⑩-5</u></p> <p>環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-6</u></p> <p>6.1.2.3.6 試験・検査 <u>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-3</u></p> <p>また、<u>当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。⑫-3</u></p>	<p>放射線監視設備のうち、<u>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-5</u> 【⑳P42 から】</p> <p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、<u>主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-6</u> 【㉑P50 から】</p> <p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、<u>可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-3</u> 【㉒P51 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（37 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.1.3 放射線サーベイ機器</p> <p>6.1.3.1 放射線サーベイ機器の基本的な設計</p> <p>放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、エアスニファ、ダストサンブラ、ガスモニタ及びダストモニタを設ける設計とする。</p> <p>放射線サーベイ機器のガンマ線用サーベイメータは、廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>共用する放射線サーベイ機器は、仕様及び測定に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（38 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認で新たに設定した設備階層の名称で記載したため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社では、発電機及び燃料を給油するための補機駆動用燃料補給設備が異なる設備区分に設定しているため、他設備を使用することを記載している。(以下同じ)</p>	<p>6.2 代替モニタリング設備 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。①-1, 3, ②-1, 3,</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。①-3, ②-3</p> <p>6.2.1 代替排気モニタリング設備 6.2.1.1 代替排気モニタリング設備の基本的な設計 重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備として、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。①-7, 14, ③-1</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>また、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。⑭-1, 2</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①-1, ②-1【①P3 から】</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備【①-3, ②-3】、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。【②P3 から】</p> <p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。①-7, ③-1【②P54 へ】</p> <p>【許可からの変更点】 代替排気モニタリング設備のうち、可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備を分割して記載した。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。⑭-1【⑩P54 へ】</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑭-2【⑩P54 へ】</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。③</p>	<p>b. 代替モニタリング設備</p> <p>【許可からの変更点】 代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため、設備階層の説明を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 代替モニタリング設備のうち、代替排気モニタリング設備に対応する記載に見直した。</p> <p>放射線監視設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、試料分析関係設備、環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。①-14【②P18 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（39 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社では、発電機及び燃料を給油するための補機駆動用燃料補給設備が異なる設備区分に設定しているため、他設備の呼び込みを記載している。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p>	<p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて引用先を適正化した。（以下同じ）</p> <p>なお、補機駆動用燃料補給設備に係る基本方針については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑮-3</p> <p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部並びに監視測定用運搬車で構成する。①-9、⑬-2</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「リ. (1)(i) 電気設備」の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。①-8 【⑳P40～】</p> <p>放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1)(i) 電気設備」に、【㉓】代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については「リ. (1)(i) 電気設備」に、可搬型排気モニタリング用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑮-3 【㉑P40, 54～】</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。①-9、⑬-2 【㉒P54～】</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。⑨-49</p>	<p>【許可からの変更点】 設工認で新たに設定した設備階層の名称で記載したため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。（以下同じ）</p>		<p>⑨-49 (P46, P47, P57, P58～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（40 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社では、発電機及び燃料を給油するための補機駆動用燃料補給設備が異なる設備区分に設定しているため、他設備の呼び込みを記載している。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備は、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定する設計とする。①-11</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。（以下同じ）</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。①-8</p> <p>なお、代替電源設備に係る基本方針については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.9 代替電源設備」に示す。⑮-1</p>	<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「リ. (1)(i) 電気設備」の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。①-8</p> <p>【⑳P39 から】</p> <p>放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1)(i) 電気設備」に、【㉓】代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については「リ. (1)(i) 電気設備」に、可搬型排気モニタリング用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑮-1</p> <p>【⑳P39 から】</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備は、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、 【◇】主排気筒の排気モニタリング設備の接続口又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトに接続し、 【◇】主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状 【◇】放射性物質、炭素-14 及びトリチウム【◇】を連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録【◇】する設計とする。①-11,</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（41 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得る十分な台数を有する設計とする。②-9</p> <p>【③P54 へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、中央制御室に伝送された可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示し、記録する設計とする。◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存する設計とする。◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。②-10 【③P55 へ】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング用発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（42 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。【35P35, 45, 56 へ】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。【36P35, 45, 56 へ】</p> <p>放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。【39P28, 29, 34, 36, 43, 49 へ】</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型環境モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（43 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.2.1.2 多様性, 位置的分散 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管(建屋換気系)の一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-14</p> <p>主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-3</p> <p>主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-4</p>	<p>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑦-14</p> <p>【39P42 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-3</p> <p>主排気筒管理建屋及び制御建屋内に保管する場合は放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。⑦-4</p>	<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 表現の差異(「建屋」と「建屋内」)を統一した。(以下同じ)</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（44 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 510 507 667">【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p data-bbox="181 699 507 1073">(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第 33 条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p data-bbox="557 268 1026 846">北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-5</p>	<p data-bbox="1056 268 1525 814">代替モニタリング設備のうち、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-5</p> <p data-bbox="1056 919 1525 1360">代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-6【④P55 へ】</p> <p data-bbox="1056 1392 1525 1801">代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m 以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-7【④P55 へ】</p>	<p data-bbox="1587 268 1923 468">【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（45 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備によって、共用しても悪影響を及ぼさないための設計方針が異なるため、対象を明確化して記載した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p>	<p>6.2.1.3 悪影響防止 可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-7, 8</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-9, 10, ⑨-4, 5</p> <p>監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-9, 10, ⑨-4, 5</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.2.1.4 個数及び容量」に示す。⑧-12, 57, ⑨-8, 13,</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-7【⑤P42 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-9, ⑨-4【⑥P42 から】</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-11【④P28 へ】</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。【④P28, 35 へ】</p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-8【⑦P56 へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-10, ⑨-5【⑧P56 へ】</p>		<p>⑧-12, ⑨-8 (P46 から)</p> <p>⑧-57, ⑨-13 (P48 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（46 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 保有数の説明対象の設備を明確化して記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。（以下同じ）</p>	<p>6.2.1.4 個数及び容量 可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。⑨-6, 49, 52</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。⑨-7, 49, 53</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑧-12, ⑨-8, 49</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-1【④P28～】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑧-6, ⑨-3【④P35～】</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。⑨-6</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化。（以下同じ）</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。⑨-7</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数として1台、【②】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台【②】の合計3台【②】以上を確保する。⑧-12, ⑨-8</p>			<p>⑨-49 (P39 から) ⑨-52 (P52 から)</p> <p>⑨-49 (P39 から) ⑨-53 (P52 から)</p> <p>⑨-49 (P39 から) ⑧-12, ⑨-8 (P45 ～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（47 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とする。⑨-9, 10, 11, 49, 54, 61</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。⑨-12, 46</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【⑩】予備として故障時のバックアップを9台【⑩】の合計18台【⑩】以上を確保する。⑧-17, ⑨-16【④⑥P57〜】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。⑧-18, ⑨-17【④⑦P57〜】</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-9</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とする【⑨-10】とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-11【④⑧P82から】</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。⑨-12</p>		<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 (代替試料分析関係設備及び放射能観測車に係る記載のため中略)</p> <p>記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。【④⑩P48〜】</p>	<p>⑨-49 (P39 から) ⑨-54 (P52 から) ⑨-61 (P85 から)</p> <p>⑨-46 (P82 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（48 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。①-10, ②-11, ⑤-9</p> <p>MOX 燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車は、代替排気モニタリング設備、代替環境モニタリング設備、代替気象観測設備、環境モニタリング用代替電源設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備を運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。⑧-57, ⑨-13, 63, 64</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【②】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台【②】の合計19台【②】以上を確保する。⑧-56, ⑨-18 【④⑨P58 へ】</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。①-10, ②-11, ⑤-9 【④⑨P54, 78 へ】</p> <p>監視測定用運搬車（MOX燃料加工施設と共用） 7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）⑧-57, ⑨-13 【④⑨P53 から】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、【②】予備として故障時のバックアップを8台【②】の合計16台【②】以上を確保する。⑨-19 【⑤⑩P58 へ】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、【②】予備として故障時のバックアップを2台【②】の合計4台【②】以上を確保する。⑨-20 【⑤⑩P58 へ】</p>	<p>【許可からの変更点】 許可本文において簡条書きとしていた記載を、他の設備の個数に関する記載を参考に、文章化して記載したため。</p>	<p>記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。 【④⑩P47 から】</p>	<p>⑧-57, ⑨-13 (P45 へ) ⑨-63 (P85 から) ⑨-64 (P89 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（49 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 661 513 829">【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p data-bbox="181 919 483 1318">(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="181 1493 513 1661">【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて対象設備を適正化した。(以下同じ)</p>	<p data-bbox="557 646 1032 1696">6.2.1.5 環境条件等 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管(建屋換気系)の一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-7 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。⑩-7 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、第1章共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-8</p>	<p data-bbox="1056 262 1525 619">可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。⑨-21 【⑤P58へ】</p> <p data-bbox="1056 682 1525 1197">放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-7 【③P42から】</p> <p data-bbox="1056 1291 1525 1564">地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-8 【⑤P29, 59, 68, 77, 83, 88へ】</p> <p data-bbox="1056 1732 1525 1942">放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑩-3 【⑤P29へ】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（50 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管する設備は代替モニタリング設備のうち可搬型建屋周辺モニタリング設備であることから、可搬型建屋周辺モニタリング設備において記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて対象設備を適正化した。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-9</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-9</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-10</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-11</p>	<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-9【⑤P59へ】</p> <p>【許可からの変更点】 溢水及び化学薬品の防護対象設備を明確化したため。</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-10【⑤P59, 68, 77, 83, 88へ】</p> <p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。【⑦P29, 36へ】</p> <p>代替モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-11【⑤P59へ】</p>	<p>【許可からの変更点】 記載の適正化（保管場所ごとに設備を分割した）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（51 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.2.1.6 操作性の確保 可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の<u>主配管（建屋換気系）の一部は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</u>⑪-3</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の<u>主配管（建屋換気系）の一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u>⑪-4</p> <p>6.2.1.7 試験・検査 可搬型排気モニタリング設備は、<u>通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</u>⑫-4</p> <p><u>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。</u>⑫-4</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、<u>通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び機能・性能確認が可能な設計とする。</u>⑫-5</p> <p><u>また、当該機能を健全に維持するため、取替え及び保守が可能な設計とする。</u>⑫-5</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備、<u>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</u>⑪-3 【⑨P30～】</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の<u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</u>⑪-4 【⑩P30～】</p> <p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、<u>可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u>⑫-4 【⑩P30, 36, 60～】</p> <p>また、放射線監視設備のうち、<u>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。</u>⑫-2 【⑩P30～】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、<u>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u>⑫-5 【⑩P60～】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（53 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>可搬型排気モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）②</p> <p>可搬型環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用） 可搬型線量率計 18 台（予備として故障時のバックアップを9台）②</p> <p>可搬型ダストモニタ 18 台（予備として故障時のバックアップを9台）②</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用） 18 台（予備として故障時のバックアップを9台）⑨-55</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 19 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）②</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 16 台（予備として故障時のバックアップを8台）②</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA） 4 台（予備として故障時のバックアップを2台）②</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 6 台（予備として故障時のバックアップを3台）②</p> <p>可搬型ダストサンプラ（SA） 6 台（予備として故障時のバックアップを3台）⑨-56</p> <p>監視測定用運搬車（MOX燃料加工施設と共用） 7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）⑧-57, ⑨-13 【④P48 へ】</p>			<p>⑨-55（P57 へ）</p> <p>⑨-56（P58 へ）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（54 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設工認で新たに設定した設備階層の名称で記載したため。</p>	<p>6.2.2 代替環境モニタリング設備 6.2.2.1 代替環境モニタリング設備の基本的な設計 重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。②-7, ⑬-3 また、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。⑭-4, 5</p>	<p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。②-7, ⑬-3【⑳P38 から】</p>		<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 (設計基準の設備、代替試料分析関係設備及び代替放射能観測設備に係る記載のため中略) モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する移動式周辺モニタリング設備として、可搬型モニタリング・ポストを設け、重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 代替環境モニタリング設備の記録の保存については、当社では、「6.2.1 代替排気モニタリング設備」の基本設計方針にて記載するため。</p>
	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社では、発電機及び燃料を給油するための補機駆動用燃料補給設備が異なる設備区分に設定しているため、他設備の呼び込みを記載している。</p>	<p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。⑭-4【㉑P38 から】 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑭-5【㉒P38 から】</p>		<p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。【㉓P57 へ】</p>	
<p>【許可からの変更点】 可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備の構成を明確化するために記載した。</p>	<p>なお、補機駆動用燃料補給設備に係る基本方針については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-6</p>	<p>放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、【㉔】代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については「リ. (1) (i) 電気設備」に、可搬型排気モニタリング用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-6【㉕P39 から】</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設の可搬型モニタリングポストは、内陸部にある再処理施設の周辺監視区域境界付近に設置した既設のモニタリングポスト近傍に設置することとしているため。</p>	<p>また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。【㉖P57 へ】</p>	
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p>	<p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) 並びに監視測定用運搬車で構成する。②-8, ⑬-4</p>	<p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。②-8, ⑬-4【㉗P39 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 設工認で新たに設定した設備階層の名称で記載したため。</p>	<p>可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 兼用元において、兼用できる設計であることを記載しているため、兼用先では、兼用することのみを記載した。</p>	<p>可搬型データ表示装置は、代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。②-11 監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。②-8</p>	<p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備と同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。②-11【㉘P48 から】</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、【◇】周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状【◇】放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得る十分な台数を有する設計【◇】とする。②-9【㉙P41 から】</p>	<p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。【㉚P57 へ】</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため。</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。②-9</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型環境モニタリング設備にて粒子状放射性物質を捕集し、測定することを記載しているため。</p>			
	<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（55 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社では、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備により監視を行うこととしているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。②-10</p> <p>6.2.2.2 多様性、位置的分散 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-6</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-7</p>	<p>【許可からの変更点】 発電炉の記載を参考に、記録に関する設計を明確化した。(以下同じ)</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-6【④0P44 から】</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-7【④1P44 から】</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。②-10【③4P41 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（56 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備によって、共用しても悪影響を及ぼさないための設計方針が異なるため、対象を明確化して記載した。</p>	<p>6.2.2.3 悪影響防止 可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-13, 14</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-15, 16, ⑨-14, 15</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-15, 16, ⑨-14, 15</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.2.2.4 個数及び容量」に示す。⑧-17, 18, 56, ⑨-16, 17, 18</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-13【⑮P42 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-15, ⑨-14【⑮P42 から】</p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-14【⑰P45 から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-16, ⑨-15【⑰P45 から】</p>		<p>⑧-17, 18, ⑨-16, 17 (P57 から) ⑧-56, ⑨-18 (P58 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（57 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.2.2.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑧-17, ⑨-16, 49</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。⑧-18, ⑨-17, 49, 55</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【⑩】予備として故障時のバックアップを9台【⑩】の合計18台【⑩】以上を確保する。⑧-17, ⑨-16【④⑥P47から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。⑧-18, ⑨-17【④⑦P47から】</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等対処設備の緊急時対策所における測定値の記録設備については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針において記載するため。</p>	<p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。【④⑧P54から】</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。【④⑧P54から】</p> <p>また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。【④⑨P54から】</p>	<p>⑧-17, ⑨-16 (P56へ) ⑨-49 (P39から)</p> <p>⑧-18, ⑨-17 (P56へ) ⑨-49 (P39から) ⑨-55 (P53から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（58 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑧-56, ⑨-18, 49</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑨-19, 49</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑨-20, 49</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とし、可搬型ダストサンプラ（SA）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。⑨-21, 49, 56</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【②】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台【②】の合計19台【②】以上を確保する。⑧-56, ⑨-18【④P48から】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、【②】予備として故障時のバックアップを8台【②】の合計16台【②】以上を確保する。⑨-19【⑤P48から】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、【②】予備として故障時のバックアップを2台【②】の合計4台【②】以上を確保する。⑨-20【⑥P48から】</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。⑨-21【⑥P49から】</p>			<p>⑧-56, ⑨-18 (P56へ) ⑨-49 (P39から)</p> <p>⑨-49 (P39から)</p> <p>⑨-49 (P39から)</p> <p>⑨-49 (P39から) ⑨-56 (P53から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（59 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 溢水及び化学薬品の防護対象設備を明確化したため。</p> <p>【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p>	<p>6.2.2.5 環境条件等 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-12</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-13</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-13</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-14</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-15</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-12【⑤P49 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-13【⑤P50 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-14【⑥P50 から】</p> <p>代替モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-15【⑤P50 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 記載の適正化（保管場所ごとに設備を分割した）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（60 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.2.2.6 試験・検査 可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-6</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。⑫-6</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-7</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え及び保守が可能な設計とする。⑫-7</p>	<p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-6【⑥P51 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-7【⑥P51 から】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（61 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.3 試料分析関係設備</p> <p>6.3.1 試料分析関係設備の基本的な設計</p> <p>再処理施設の作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するための試料分析関係設備として、放射能測定設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>再処理施設からの放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うための試料分析関係設備として、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための試料分析関係設備として、環境試料測定設備の放射能測定装置（ベータ線用）、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）を設置する設計とする。</p> <p>環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用する。環境試料測定設備のうち、核種分析装置（アルファ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>		<p>c. 試料分析関係設備</p> <p>試料分析関係設備は、採取された排気試料又は環境試料を測定できる設計とする。◇</p> <p>放出管理分析設備は、主排気筒の排気サンプリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備で捕集した【◇】放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定できる設計とする。◇</p> <p>環境試料測定設備は、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した【◇】粒子状放射性物質の濃度を測定できる設計とする。◇</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（62 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 369 486 575">【許可からの変更点】 試料分析関係設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p data-bbox="172 722 486 1058">(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p data-bbox="172 1171 486 1377">【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p data-bbox="555 268 1029 674">重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-4</p> <p data-bbox="555 709 1029 1045">放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-5</p> <p data-bbox="555 1081 1029 1591">6.3.2 多様性、位置的分散 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-8</p>	<p data-bbox="1053 268 1528 474">重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③-4, 11 【③P20 から】</p> <p data-bbox="1053 709 1528 915">試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。③-5 【⑥P20 から】</p> <p data-bbox="1053 1115 1528 1388">内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑦-8 【⑩P21 から】</p>			<p data-bbox="2549 436 2715 474">③-11 (P3へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（63 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>6.3.3 悪影響防止 環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-19, 20</p> <p>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-21, 22, ⑨-22, 23</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.3.4 個数及び容量」に示す。⑧-24, ⑨-25</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-23</p> <p>6.3.4 個数及び容量 放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-24</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑧-24, ⑨-25</p>	<p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-19 【⑨P21 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-21, ⑨-22 【⑩P21 から】</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-23【⑬P21 から】</p> <p>試料分析関係設備の放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑨-24【⑭P21 から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。⑧-24, ⑨-25 【⑮P21 から】</p>	<p>環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-20</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-22, ⑨-23</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（64 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 279 507 506">【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p data-bbox="181 877 507 1192">(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="181 1367 507 1572">【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p data-bbox="557 237 1032 268">6.3.5 環境条件等</p> <p data-bbox="557 268 1032 947"> <u>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-16</u> <u>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。⑩-16</u> <u>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-17</u> </p> <p data-bbox="557 1360 1032 1392">6.3.6 試験・検査</p> <p data-bbox="557 1392 1032 1728"> <u>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-8</u> </p> <p data-bbox="557 1766 1032 1864"> <u>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。⑫-8</u> </p>	<p data-bbox="1059 268 1534 506"> <u>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-16</u> 【⑩P21 から】 </p> <p data-bbox="1059 951 1534 1119"> <u>試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-17</u> 【⑩P22 から】 </p> <p data-bbox="1059 1392 1534 1528"> <u>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-8</u> 【⑫P23 から】 </p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（65 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p>	<p>6.4 代替試料分析関係設備 6.4.1 代替試料分析関係設備の基本的な設計 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。③-6</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。③-7</p> <p>可搬型試料分析設備は、排気サンプリング設備（主排気筒）、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-8</p> <p>可搬型試料分析設備は、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-9</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。③-10</p>	<p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。③-6【⑦P20 から】</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。③-7【⑧P20 から】</p> <p>【許可からの変更点】 可搬型試料分析設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>d. 代替試料分析関係設備</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の立地が海に面しておらず、発電炉において海上モニタリングのみに使用する設備（電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶）であるため。</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、【◇】主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性元素、粒子状放射性物質【◇】、炭素-14 及びトリチウムの【◇】放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-8</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状【◇】放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-9</p> <p>可搬型試料分析設備のうち、可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、【◇】再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。③-10</p> <p>可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置は、可搬型排気モニタリング用発電機から受電し、可搬型放射能測定装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。◇</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ（個数 2（予備 1））、小型船舶（個数 1（予備 1））を保管する設計とする。 (代替放射能観測設備及び代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略)</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 代替試料分析関係設備にて測定する、再処理施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を測定するための試料は、排気サンプリング設備、可搬型排気サンプリング設備、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタにて採取するため。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（66 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 複数の設備をまとめて示すための設備区分を適正化した。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>6.4.2 多様性・位置的分散 可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-9</p> <p>6.4.3 悪影響防止 可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-25, 26</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-27, 28, ⑨-26, 27</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.4.4 個数及び容量」に示す。⑧-29, 30, ⑨-28, 30</p>	<p>代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。⑦-9【⑫P21 から】</p> <p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-25【⑨P21 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-27, ⑨-26【⑩P21 から】</p>	<p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-26</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-28, ⑨-27</p>		<p>⑧-29, 30, ⑨-28, 30 (P67 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（67 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>6.4.4 個数及び容量</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑧-29, ⑨-28</p> <p>可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑨-29</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑧-30, ⑨-30</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【②】予備として故障時のバックアップを1台【②】の合計2台【②】以上を確保する。⑧-29, ⑨-28【⑩P22から】</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【②】予備として故障時のバックアップを1台【②】の合計2台【②】以上を確保する。⑨-29【⑩P22から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、【②】予備として故障時のバックアップを2台【②】の合計4台【②】以上を確保する。⑧-30, ⑨-30【⑩P22から】</p>			<p>⑧-29, ⑨-28 (P66～)</p> <p>⑧-30, ⑨-30 (P66～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（68 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 複数の設備をまとめて示すための設備区分を適正化した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 溢水及び化学薬品の防護対象設備を明確化したため。</p> <p>【許可からの変更点】 複数の設備をまとめて示すための設備区分を適正化した。</p>	<p>6.4.5 環境条件等 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型試料分析設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-18</p> <p>可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-19</p> <p>可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-19</p> <p>可搬型試料分析設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-34</p> <p>可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-20</p> <p>6.4.6 試験・検査 可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-9</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修及び校正が可能な設計とする。⑫-9</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-18 【⑬P49 から】</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-19 【⑭P22 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-34 【⑮P50 から】</p> <p>代替試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-20 【⑯P22 から】</p> <p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-9 【⑰P23 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 記載の適正化（保管場所ごとに設備を分割した）</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（69 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.5 環境管理設備</p> <p>6.5.1 環境管理設備の基本的な設計</p> <p>敷地周辺の放射線モニタリングを行うための環境管理設備として、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。また、敷地内に気象を観測するための環境管理設備として、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）を設置する設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の観測値は中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所においても指示する設計とする。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用する。また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>放射能観測車は、MOX 燃料加工施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計、温度計）の一部は、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>(iii) 環境管理設備</p> <p>敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。□</p> <p>放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p> <p>また、気象観測設備は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の敷地内において気象を観測するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と気象観測設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。□</p>	<p>e. 環境管理設備</p> <p>放射能観測車は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため、【◇】空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載し、無線通話装置を備える設計とする。◇</p> <p>気象観測設備は、敷地周辺の公衆の線量評価に資するため、風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、記録する設計とする。【◇】また、その観測値を中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（70 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。 ④-4, 5</p>	<p>重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。④-4, 11</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p>			④-11 (P3～)
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等における風向、風速その他の気象条件の測定を環境測定装置の可搬型気象観測設備にて実施することとしているため。</p>	<p>重大事故等時において、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。⑤-4, 5</p>	<p>重大事故等時において、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録するため、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。⑤-4, 11</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。④-5, ⑤-5</p>			⑤-11 (P3～)
<p>【許可からの変更点】 モニタリング対象がそれぞれ異なることから、説明対象の設備を明確化して記載した。</p>	<p>放射能観測車は、重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。④-6</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、重大事故等時において、敷地内の気象条件をモニタリング対象とする。⑤-6</p>	<p>重大事故等時において、敷地内の気象条件【⑤-6】、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度【④-6】をモニタリング対象とする。</p>			
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.5.2 多様性、位置的分散 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑦-10</p>	<p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑦-10</p> <p>【◎P80 から】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（71 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備によって、共用しても悪影響を及ぼさないための設計方針が異なるため、対象を明確化して記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」が示す具体的内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p>	<p>6.5.3 悪影響防止 環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-31, 32</p> <p>放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-33, 34, ⑨-31, 32</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-33, 34, ⑨-31, 32</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.5.4 個数及び容量」に示す。⑧-37, 38, ⑨-33, 34</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-35</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-36</p>	<p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-31 【⑦P80 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-33, ⑨-31 【⑧P80 から】</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-35【⑩P81 から】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-36【⑫P81 から】</p>	<p>環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-32</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-34, ⑨-32</p>		<p>⑧-37, 38, ⑨-33, 34 (P72 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（72 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対しても代替設備等により機能を損なわない設計とすることを明確化するため、記載を適正化した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>6.5.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑧-37、⑨-33、57</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑧-38、⑨-34</p> <p>6.5.5 環境条件等 内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-21、22 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。⑩-21、22 屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-23</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-24</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑧-37、⑨-33 【㉞P81 から】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑧-38、⑨-34 【㉞P81 から】</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑩-21 【㉞P80 から】 環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⑩-22 【㉞P83 から】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-23 【㉞P83 から】</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-24 【㉞P84 から】</p>	<p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請書における設備名称を記載した。</p>		<p>⑧-37、⑨-33 (P71～) ⑨-57 (P84から)</p> <p>⑧-38、⑨-34 (P71～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（73 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>6.5.6 試験・検査 放射能観測車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-10</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。⑫-10</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-10</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え及び保守が可能な設計とする。⑫-10</p>	<p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-10【⑳P84から】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（74 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 可搬型放射能観測設備の構成を明確化するために記載した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 再処理施設では空間放射線量率を測定するため、記載が異なる。</p>	<p>6.6 代替放射能観測設備 6.6.1 代替放射能観測設備の基本的な設計</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。④-7</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）で構成する。④-8</p> <p>可搬型放射能観測設備は、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。④-10</p>	<p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。④-7</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。④-8</p>	<p>f. 代替放射能観測設備</p> <p>可搬型放射能観測設備は、放射能観測車が機能喪失した場合に、【◇】空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。④-10</p> <p>可搬型放射能観測設備の電源は、乾電池又は充電電池を使用する。◇</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 （設計基準の設備及び代替試料分析関係設備に係る記載のため中略）</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ及びZnSシンチレーションサーベイ・メータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>【◎P76～】 （代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（75 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 複数の設備をまとめて示すための設備区分を適正化した。</p> <p>【許可からの変更点】 共通要因によって同時に機能が損なわれないようにする設備を明確化して記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備によって、共用しても悪影響を及ぼさないための設計方針が異なるため、対象を明確化して記載した。</p>	<p>6.6.2 多様性、位置的分散 可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-11</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化</p> <p>6.6.3 悪影響防止 可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-39, 40</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-41, 42, ⑨-35, 36</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-41, 42, ⑨-35, 36</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.6.4 個数及び容量」に示す。⑧-43, ⑨-37</p>	<p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-11 【@P80 から】</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-39 【@P80 から】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-41, ⑨-35 【@P80 から】</p>	<p>可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-40</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-42, ⑨-36</p>	<p>⑧-43, ⑨-37 (P76 から)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（76 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設では空間放射線量を測定するため、記載が異なる。</p> <p>【許可からの変更点】 保有数の説明対象の設備を明確化して記載した。</p>	<p>6.6.4 個数及び容量 MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA)、ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA)、中性子線用サーベイメータ (SA) 及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑧-43, ⑨-37, 58</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑧-43, ⑨-37</p> <p>【⑦P81 から】</p>		<p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。</p> <p>【⑨P74 から】</p>	<p>⑧-43, ⑨-37 (P75 ~) ⑨-58 (P85 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（77 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 複数の設備をまとめて示すための設備区分を適正化した。</p> <p>【許可からの変更点】 溢水及び化学薬品の防護対象設備を明確化したため。</p> <p>【許可からの変更点】 複数の設備をまとめて示すための設備区分を適正化した。</p>	<p>6.6.5 環境条件等 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型放射能観測設備は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-25</p> <p>可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-26</p> <p>可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-27</p> <p>可搬型放射能観測設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-35</p> <p>6.6.6 試験・検査 可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-11</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修及び校正が可能な設計とする。⑫-11</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-25【⑮P49 から】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-26【⑰P83 から】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-27【⑱P84 から】</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-35【⑲P50 から】</p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-11【⑳P84 から】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（78 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社では、発電機及び燃料を給油するための補機駆動用燃料補給設備が異なる設備区分に設定しているため、他設備の呼び込みを記載している。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 他の設備と兼用することを明確に示すため、主番地となる設備を記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p>	<p>6.7 代替気象観測設備 6.7.1 代替気象観測設備の基本的な設計 重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。⑤-7, ⑬-5 また、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。⑭-7, 8 なお、補機駆動用燃料補給設備に係る基本方針については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-9 代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。⑤-8, ⑬-6 可搬型データ表示装置は、代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。⑤-9 監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。⑤-10</p>	<p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑤-7, ⑬-5 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。⑭-7 【⑨P79 から】 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑭-8 【⑨P79 から】 環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、【⑩】可搬型気象観測用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-9 【⑨P79 から】 代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑤-8, ⑬-6 可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。⑤-9 【⑨P48 から】 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）⑤-10 【⑨P85 から】 設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p>	<p>g. 代替気象観測設備 可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合に、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。◇ 可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、指示及び記録する設計とする。◇ 可搬型データ表示装置は、中央制御室に伝送された可搬型気象観測設備の観測値を指示し、記録する設計とする。◇ 可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する。また、記録は必要な容量を保存する。◇ 【許可からの変更点】 同一の対処において使用する設備ごとに順番を入れ替えた。 可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測用発電機から受電し、代替気象観測設備の可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電池を使用する設計とする。◇ また、可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。◇</p>	<p>1.1.5 環境測定装置 (設計基準の設備に係る記載のため中略) 重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備（個数1（予備1））を設ける設計とする。 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。 可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型気象観測設備端末にて監視できる設計とする。【⑨P82 へ】</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 記録の保存に用いる設備については、当社では、「6.2.1 代替排気モニタリング設備」の基本設計方針において記載するため。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所での監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（79 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.7.2 多様性、位置的分散 <u>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-12</u></p> <p><u>可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-12</u></p>	<p><u>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。⑭-7【⑨P78へ】</u></p> <p><u>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑭-8【⑨P78へ】</u></p> <p><u>環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、【⑩】可搬型気象観測用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-9【⑨P78へ】</u></p> <p><u>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-12【⑩P80から】</u></p>			

【許可からの変更点】
 設備によって保管場所が異なるため、対象を明確化して記載した。

(当社の記載)
 <不一致の理由>
 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。

【許可からの変更点】
 共通要因によって同時に機能が損なわれないようにする設備を明確化して記載した。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（80 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備によって、共用しても悪影響を及ぼさないための設計方針が異なるため、対象を明確化して記載した。</p>	<p>6.7.3 悪影響防止</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-44, 45</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-46, 47, ⑨-38, 39</p> <p>可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-46, 47, ⑨-38, 39</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.7.4 個数及び容量」に示す。⑧-48, 49, 50, ⑨-43, 44, 45</p>	<p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-44</p> <p>【⑥P71, 75 へ】</p> <p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-46, ⑨-38</p> <p>【⑥P71, 75 へ】</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、洪水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。【⑥P70, 72 へ】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>【⑦P75, 79 へ】</p>	<p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-45</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-47, ⑨-39</p>		<p>⑧-48, 49, 50, ⑨-43, 44, 45 (P82 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（81 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-35【⑦P71へ】</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-36【⑦P71へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑧-37, ⑨-33【⑦P72へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。⑧-38, ⑨-34【⑦P72へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑧-43, ⑨-37【⑦P76へ】</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（82 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 36条展開に伴う記載の適正化（以下同じ）</p>	<p>6.7.4 個数及び容量</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。⑧-48, ⑨-43, 59</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。⑧-49, ⑨-44, 60</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑧-50, ⑨-45</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。⑨-47, 62</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⑧-48, ⑨-43</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑧-49, ⑨-44</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、 【②】予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台【②】の合計3台【②】以上を確保する。⑧-50, ⑨-45</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とする【⑨-25】とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⑨-11 【⑩P47～】</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。⑨-46</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⑨-47</p>		<p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測設備（個数1（予備1））を設ける設計とする。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型気象観測設備端末にて監視できる設計とする。 【⑩P78から】</p>	<p>⑧-48, ⑨-43 (P80～) ⑨-59 (P85から)</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 代替環境モニタリング設備の記録の保存については、当社では、「6.2.1 代替排気モニタリング設備」の基本設計方針にて記載するため。</p> <p>⑧-49, ⑨-44 (P80～) ⑨-60 (P85から)</p> <p>⑧-50, ⑨-45 (P80～)</p> <p>⑨-46 (P47～)</p> <p>⑨-62 (P85から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（83 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 304 498 678"> （当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。 </p> <p data-bbox="172 716 498 1014"> 【許可からの変更点】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。 </p> <p data-bbox="172 1703 498 1864"> 【許可からの変更点】 溢水及び化学薬品の防護対象設備を明確化したため。 </p>	<p data-bbox="557 275 1026 678"> 6.7.5 環境条件等 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 ⑩-28 </p> <p data-bbox="557 1192 1026 1354"> 可搬型風向風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-29 </p> <p data-bbox="557 1367 1026 1633"> 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-29 </p> <p data-bbox="557 1667 1026 1871"> 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-36 </p>	<p data-bbox="1056 304 1525 552"> 地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.（7）（ii）（b）（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-28【⑤P49から】 </p> <p data-bbox="1056 709 1525 919"> 環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。⑩-22【⑦P72へ】 </p> <p data-bbox="1056 953 1525 1163"> 屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑩-23【⑦P72へ】 </p> <p data-bbox="1056 1192 1525 1402"> 代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-29【⑦P77へ】 </p> <p data-bbox="1056 1667 1525 1877"> 代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-36【⑥P50から】 </p>	<p data-bbox="1576 1094 2012 1241"> 【許可からの変更点】 記載の適正化（保管場所ごとに設備を分割した） </p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（84 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに説明することから対象設備を分割して記載したため。</p> <p>【許可からの変更点】設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-30</p> <p>6.7.6 試験・検査 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-12, 13</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え及び保修が可能な設計とする。⑫-12, 13</p>	<p>環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-24 【◎P72～】</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-30【◎P77～】</p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-12【◎P73, 77～】</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-13</p> <p>（a） 主要な設備 （イ） 環境管理設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） [常設重大事故等対処設備] 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 1 台 ⑨-57 [可搬型重大事故等対処設備] 放射能観測車 1 台 ② （ロ） 代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備（MOX燃料加工施設と共用） [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ②</p>			<p>⑨-57（P72～）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（85 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>ガンマ線用サーベイメータ（電離箱） （SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ②</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ②</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ②</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑨-58</p> <p>（ハ） 代替気象観測設備 〔可搬型重大事故等対処設備〕 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）（MO X燃料加工施設と共用） 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） ⑨-59</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置（MO X燃料加工施設と共用） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑨-60</p> <p>可搬型データ表示装置（代替モニタリング設備と兼用） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） ⑨-61</p> <p>可搬型気象観測用発電機（MO X燃料加工施設と共用） 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） ②</p> <p>可搬型風向風速計 3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） ⑨-62</p> <p>監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）⑤-10【⑨P78 へ】</p> <p>7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台） ⑨-63</p>			<p>⑨-58（P76 へ）</p> <p>⑨-59（P82 へ）</p> <p>⑨-60（P82 へ）</p> <p>⑨-61（P47 へ）</p> <p>⑨-62（P82 へ）</p> <p>⑨-63（P48 へ）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（86 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社では、発電機及び燃料を給油するための補機駆動用燃料補給設備が異なる設備区分に設定しているため、他設備の呼び込みを記載している。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p>	<p>6.8 環境モニタリング用代替電源設備 6.8.1 環境モニタリング用代替電源設備の基本的な設計</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。⑥-3</p> <p>また、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。⑭-10, 11</p> <p>なお、補機駆動用燃料補給設備に係る基本方針については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-12</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑥-4</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。⑥-5</p> <p>【許可からの変更点】 他の設備と兼用することを明確に示すため、主番地となる設備を記載した。</p>	<p>(iv) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑥-3</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。⑭-10【⑨P87 から】 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑭-11【⑨P87 から】</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、【⑩】環境モニタリング用可搬型発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-12【⑨P87 から】</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。⑥-4</p> <p>監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用）⑥-5【⑨P89 から】</p>	<p>h. 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 設計基準の設備に係る記載であるため、当社では、再処理施設の技術基準規則第21条の基本設計方針に記載する。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、【◇】モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。②-12【④P34 へ】</p> <p>また、環境モニタリング用代替電源設備の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。</p> <p>◇</p>	<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 （設計基準の設備に係る記載のため中略）</p> <p>さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 （設計基準の設備に係る記載のため中略）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（87 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>	<p>6.8.2 多様性、位置的分散 環境モニタリング用可搬型発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。⑦-13</p> <p>6.8.3 悪影響防止 環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-51, 52</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。⑧-53, 54, ⑨-26</p> <p>なお、容量及び台数に係る設計方針については、「6.8.4 個数及び容量」に示す。⑧-55, ⑨-48</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-13【⑥P88 から】</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-51</p> <p>共用する環境モニタリング用代替電源設備は、給電先が共用する環境モニタリング設備であり、必要となる電力及び燃料が増加するものではないことから、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-53, ⑨-26</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。⑭-10【⑦P86 へ】</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。⑭-11【⑧P86 へ】</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、【③】環境モニタリング用可搬型発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。⑭-12【⑧P86 へ】</p>	<p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。⑧-52</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。⑧-54, ⑨-26</p>	<p>⑧-55, ⑨-48 (P88 から)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（88 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 溢水及び化学薬品の防護対象設備を明確化したため。</p>	<p>6.8.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。⑧-55, ⑨-48</p> <p>6.8.5 環境条件等 地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング用可搬型発電機は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-31</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-32</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-37</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⑦-13【⑤P87へ】</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、【②】予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台【②】の合計19台【②】以上を確保する。⑧-55, ⑨-48</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.（7）（ii）（b）（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑩-31【⑤P49から】</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⑩-32</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。⑩-37【⑥P50から】</p>			<p>⑧-55, ⑨-48 (P87へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（89 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>環境モニタリング用可搬型発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。⑩-33</p> <p>6.8.6 操作性の確保 環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑪-5</p> <p>6.8.7 試験・検査 環境モニタリング用可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び機能・性能確認が可能な設計とする。⑫-14</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え及び保守が可能な設計とする。⑫-14</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。⑩-33</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。⑪-5</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。⑫-14</p> <p>(a) 主要な設備 (イ) 環境モニタリング用代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] 環境モニタリング用可搬型発電機 (MOX燃料加工施設と共用) 19 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台) ⑫ 容量 約5 kVA/台 ⑫</p> <p>監視測定用運搬車 (代替モニタリング設備と兼用) ⑥-5 【⑤P86～】</p> <p>7 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台) ⑨-64</p>	<p>【許可からの変更点】 設備階層を示しているものであるため、基本設計方針には設備名称を記載した。</p>		<p>⑨-64 (P48～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（90 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>8.2.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。◇ 放射線監視設備，試料分析関係設備，代替モニタリング設備のうち，可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備，可搬型建屋周辺モニタリング設備，代替試料分析関係設備，環境管理設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備のうち，可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は，再処理施設の運転中又は停止中に校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。◇ また，放射線監視設備のうち，主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は，各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。◇ ◇ 代替モニタリング設備のうち，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は，再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。◇ 第8.2-3表(1) 放射線管理施設の主要設備の仕様 (1) 放射線監視設備 [常設重大事故等対処設備] a. 主排気筒の排気モニタリング設備 (設計基準対象の施設と兼用) (a) 排気筒モニタ 数 量 2系列 ◇ 計測範囲 低レンジ $10 \sim 10^6 \text{ m i n}^{-1}$ 中レンジ $10 \sim 10^6 \text{ m i n}^{-1}$ 高レンジ $10^{-12} \sim 10^{-7} \text{ A}$ ◇ (b) 排気サンプリング設備 数 量 2系列 ◇ b. 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（91 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(a)排気筒モニタ 数 量 2系列 ◇ 計測範囲 $10 \sim 10^6 \text{ min}^{-1}$ ◇</p> <p>(b)排気サンプリング設備 数 量 2系列 ◇</p> <p>c. 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）（設計基準対象の施設と兼用） 数 量 1基 ◇</p> <p>d. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用） 数 量 1系列 ◇</p> <p>e. 環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>(a)モニタリングポスト 種 類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器 ◇ 電離箱式検出器 ◇ 計測範囲 $10^{-2} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$（低レンジ） ◇ $10^0 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$（高レンジ） ◇ 台 数 9台 ◇</p> <p>(b)ダストモニタ 種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇ プラスチックシンチレーション式検出器 ◇ 計測範囲 $10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}$ ◇ 台 数 9台 ◇</p> <p>(2) 代替モニタリング設備 [常設重大事故等対処設備] a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）（放射線監視設備と兼用） 数 量 1系列 ◇ [可搬型重大事故等対処設備] a. 可搬型排気モニタリング設備 (a)可搬型ガスモニタ 種 類 電離箱式検出器 ◇ 計測範囲 $10^{-15} \sim 10^{-8} \text{ A}$ ◇ 台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） ◇</p> <p>(b)可搬型排気サンプリング設備 台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） ◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（92 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>b. 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台）◇</p> <p>c. 可搬型データ表示装置 台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）◇</p> <p>d. 可搬型排気モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）◇ 容 量 約3kVA/台 ◇</p> <p>e. 可搬型環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用） (a) 可搬型線量率計 種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 ◇ 半導体式検出器 ◇ 計測範囲 B. G. ~100mSv/h又はmGy/h ◇ 台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台）◇ (b) 可搬型ダストモニタ 種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 ◇ プラスチックシンチレーション式検出器 ◇ 計測範囲 B. G. ~99.9kmin⁻¹ ◇ 台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台）◇</p> <p>f. 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台）◇</p> <p>g. 可搬型環境モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 19台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）◇ 容 量 約3kVA/台 ◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（93 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>h. 可搬型建屋周辺モニタリング設備 (a) ガンマ線用サーベイメータ (SA) 台数 16台 (予備として故障時のバックアップを8台) ◇ 種類 半導体式検出器 ◇ 計測範囲 0.0001~1,000mSv/h ◇</p> <p>(b) 中性子線用サーベイメータ (SA) 台数 4台 (予備として故障時のバックアップを2台) ◇ 種類 ³He 計数管 ◇ 計測範囲 0.01~10,000μSv/h ◇</p> <p>(c) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 台数 6台 (予備として故障時のバックアップを3台) ◇ 種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇ プラスチックシンチレーション式検出器 ◇ 計測範囲 B. G. ~100kmin⁻¹ (アルファ線) ◇ B. G. ~300kmin⁻¹ (ベータ線) ◇</p> <p>(d) 可搬型ダストサンプラ (SA) 台数 6台 (予備として故障時のバックアップを3台) ◇</p> <p>i. 監視測定用運搬車 (MOX燃料加工施設と共用) 台数 7台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台) ◇</p> <p>(3) 試料分析関係設備 [常設重大事故等対処設備] a. 放出管理分析設備 (設計基準対象の施設と兼用) (a) 放射能測定装置 (ガスフローカウンタ) 種類 ガスフローカウンタ ◇ 計測範囲 B. G. ~99.9kmin⁻¹ ◇ 台数 1台 ◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（94 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(b)放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）</p> <p>種類 光電子増倍管 ◊</p> <p>計測範囲 0～2,000 keV ◊</p> <p>台数 1台 ◊</p> <p>(c)核種分析装置</p> <p>種類 Ge半導体 ◊</p> <p>計測範囲 10～2,500 keV ◊</p> <p>台数 1台 ◊</p> <p>b. 環境試料測定設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>(a)核種分析装置</p> <p>種類 Ge半導体 ◊</p> <p>計測範囲 30～10,000 keV ◊</p> <p>台数 1台 ◊</p> <p>(4) 代替試料分析関係設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型試料分析設備</p> <p>(a)可搬型放射能測定装置（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◊ プラスチックシンチレーション式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 B. G. ～99.9 km i n⁻¹ ◊</p> <p>台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） ◊</p> <p>(b)可搬型トリチウム測定装置</p> <p>種類 光電子増倍管 ◊</p> <p>計測範囲 2～2,000 keV ◊</p> <p>台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） ◊</p> <p>(c)可搬型核種分析装置（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>種類 Ge半導体式検出器 ◊</p> <p>計測範囲 27.5～11,000 keV ◊</p> <p>台数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） ◊</p> <p>(5)環境管理設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） [常設重大事故等対処設備]</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（95 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>a. 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） 台 数 1台 ◇ [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 放射能観測車 台 数 1台 ◇ (6) 代替放射能観測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型放射能観測設備（MOX燃料加工施設と共用） (a) ガンマ線用サーベイメータ（NaI (T1) シンチレーション）(SA) 種 類 NaI (T1) シンチレーション式検出器 ◇ 計測範囲 B. G. $\sim 30 \mu \text{Sv/h}$, $0 \sim 30 \text{k s}^{-1}$ ◇ 台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） ◇ (b) ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）(SA) 種 類 電離箱式検出器 ◇ 計測範囲 $0.001 \sim 300 \text{mSv/h}$ ◇ 台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） ◇ (c) 中性子線用サーベイメータ (SA) 種 類 ^3He 計数管 ◇ 計測範囲 $0.01 \sim 10,000 \mu \text{Sv/h}$ ◇ 台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） ◇ (d) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 種 類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 ◇ プラスチックシンチレーション式検出器 ◇ 計測範囲 B. G. $\sim 100 \text{km i n}^{-1}$ (アルファ線) ◇ B. G. $\sim 300 \text{km i n}^{-1}$ (ベータ線) ◇ 台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） ◇ (e) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) 台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） ◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（96 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(7) 代替気象観測設備 [可搬型重大事故等対処設備] a. 可搬型気象観測設備（風向風速計， 日射計，放射収支計，雨量計）（MO X燃料加工施設と共用） 台 数 3台（予備として故障時及び 待機除外時のバックアップを 2台） ◊</p> <p>b. 可搬型気象観測用データ伝送装置 （MO X燃料加工施設と共用） 台 数 2台（予備として故障時のバ ックアップを1台） ◊</p> <p>c. 可搬型データ表示装置（代替モニタ リング設備と兼用） 台 数 2台（予備として故障時のバ ックアップを1台） ◊</p> <p>d. 可搬型気象観測用発電機（MO X燃 料加工施設と共用） 台 数 3台（予備として故障時及び 待機除外時のバックアップを 2台） ◊</p> <p>容 量 約3kVA/台 ◊</p> <p>e. 可搬型風向風速計 台 数 3台（予備として故障時及び 待機除外時のバックアップを 2台） ◊</p> <p>f. 監視測定用運搬車（代替モニタリン グ設備と兼用） 台 数 3台（予備として故障時及び 待機除外時のバックアップを 2台） ◊</p> <p>(8) 環境モニタリング用代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] a. 環境モニタリング用可搬型発電機 （MO X燃料加工施設と共用） 台 数 19台（予備として故障時及 び待機除外時のバックアップ を10台） ◊</p> <p>容 量 約5kVA/台 ◊</p> <p>b. 監視測定用運搬車（代替モニタリン グ設備と兼用） 台 数 7台（予備として故障時及び 待機除外時のバックアップを4台） ◊</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（97 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9.45 監視測定設備</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。</p> <p>二 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型の代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を設ける設計とする。◇</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第四十九条（監視測定設備）（98 / 98）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>6.9 個人管理用設備</p> <p>6.9.1 個人管理用設備の基本的な設計 放射線業務従事者等の線量評価のための個人管理用設備として、個人線量計を配備し、及びホールボディカウンタを設置する設計とする。 個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。 個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>6.10 出入管理関係設備</p> <p>6.10.1 出入管理関係設備の基本的な設計 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理並びに汚染管理及び除染のための出入管理関係設備として、出入管理設備及び汚染管理設備を設置する設計とする。 再処理施設の管理区域への出入りは、原則として出入管理設備を設けた出入管理室を通る設計とする。出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。 出入管理設備の一部は廃棄物管理施設と共用するが、仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>		<p>備する設計とする。◇</p> <p>また、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）は、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。◇</p> <p>第2項について 重大事故等が発生した場合に敷地内の風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるようにするため、環境管理設備の気象観測設備及び代替気象観測設備を設ける設計とする。 ◇</p>		

第四十九条（監視測定設備）

1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	大気中に放出される放射性物質の濃度の監視，測定及び記録に必要な設備	技術基準規則（第49条）の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, f
②	周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度の監視，測定及び記録に必要な設備	技術基準規則（第49条）の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, f
③	放射性物質の濃度の測定に必要な設備	技術基準規則（第49条）の要求事項を受けている内容	1項	—	a, d, f
④	敷地周辺における線量及び放射性物質の濃度の測定に必要な設備	技術基準規則（第49条）の要求事項を受けている内容	1項	—	a, c, f
⑤	敷地内の風向，風速その他の気象条件の測定及び記録に必要な設備	技術基準規則（第49条）の要求事項を受けている内容	2項	—	a, c, f
⑥	環境モニタリング設備への代替電源の供給に必要な設備	許可事項の展開	—	—	a, c, f
⑦	多様性，位置的分散に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条2項) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	—	b, c, d
⑧	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項6号)	—	b, c, d
⑨	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項1号)	—	a, c, d
⑩	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	—	b, c, d
⑪	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第49条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項3号) (36条1項5号) (36条3項1号) (36条3項5号)	—	b, c, d

設工認申請書 各条文の設計の考え方

⑫	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第 49 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 4 号)	—	b, c, d
⑬	監視測定に使用する設備	監視測定設備からの通信連絡に使用する通信連絡設備に係る事項	— (51 条 1 項)	—	a, c, f
⑭	監視測定に使用する設備	監視測定設備に使用する補機駆動用燃料補給設備に係る事項	—	—	f
⑮	監視測定に使用する設備	監視測定設備に使用する代替電源設備に係る事項	—	—	f
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊦	設計基準設備に関する内容	技術基準規則第 21 条「放射線管理施設」の基本設計方針で説明するため記載しない。	—		
㊧	設備仕様	仕様表にて記載する。	g		
㊨	他条文で展開する事項（第 46 条）	第 46 条「電源設備」にて、説明する内容であるため、記載しない。	e		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
㊩	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—		
㊪	仕様表等の呼び込み	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針には記載しない。	—		
㊫	他項の呼び込みに関する記載	事業許可変更申請書において他項を呼び込むための記載であるため、記載しない。	—		
㊬	保安規定（事前散水による延焼防止）に関する運用	保安規定（事前散水による延焼防止）に関する事項は第 36 条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	—		
㊭	保安規定（除雪及び除灰）に関する運用	保安規定（除雪及び除灰）に関する事項は第 36 条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	—		
㊮	設備の運用に関する事項	他条文設備としても使用することを記載しているものであり、設計方針ではないため、記載しない。	—		
㊯	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し、詳細は「VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」及び「VI-1-4-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書」にて記載する。	c, d		
㊰	電源設備に関する事項	電源設備は技術基準規則（第 46 条）に関する内容のため、第 46 条の基本設計方針で記載する。	e		
㊱	設備仕様	仕様表にて記載する。	g		

4. 添付書類等	
No.	書類名
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
c	VI-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
d	VI-1-4-2 管理区域の出入管理関係設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書
e	VI-1-8-1 電気設備に関する説明書
f	VI-2-4 系統図
	VI-2-4 配置図
	VI-2-5 構造図
g	仕様表（設計条件及び仕様）

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（1/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(a) 臨界事故への対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要員 臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。□</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。□</p> <p>2) 資源</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。□</p>	<p>7.1.2 臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源 臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価 臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。◇</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価 「7.1.1.2.1（5）機能喪失の条件」に記載したとおり、臨界事故は、内的事象の「動的機器の多重故障」の組み合わせを要因として発生することから、電源等については平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p>			<p>□, ◇ : 臨界 00-01 別紙 1① 別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p>

【凡例】

灰色ハッチング：設工認申請書（本文）に関連しない事項

□：事業変更許可申請書本文八号，添付書類八を踏まえた設工認申請書（本文）に関する補足事項

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（2/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>i) 可溶性中性子吸収材 臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。□</p> <p>ii) 圧縮空気 放射線分解水素の掃気を使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量 $6 \text{ m}^3 / \text{h}$ [normal] を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算 $4 \text{ v o } 1 \%$ 未満に維持できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□</p> <p>iii) 電源 電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。□</p>	<p>a. 可溶性中性子吸収材 臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の可溶性中性子吸収材供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故の発生を仮定する機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。◇</p> <p>b. 圧縮空気 放射線分解水素の掃気を使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量 $6 \text{ m}^3 / \text{h}$ [normal] を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算 $4 \text{ v o } 1 \%$ 未満に低減できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>c. 電 源 臨界事故への対処に必要な負荷は、前処理建屋において、460V非常用母線の最小余裕約 160 kVA に対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約 40 kVA である。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約 80 kVA であり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。【◇】精製建屋においては、460V非常用母線の最小余裕約 110 kVA に対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約 40 kVA である。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約 80 kVA であり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。◇</p>			<p>□, ◇: 臨界 00-01 別紙 1①別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p> <p>□, ◇: 電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（3/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
iv) 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□	d. 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇			□, ◇: 臨界 00-01 別紙 1① 別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（4/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(b) 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処 (ト) 必要な要員及び資源 外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として冷却機能が喪失した場合には、「ハ. (3) (i) (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「放射線分解により発生する水素による爆発」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等が同時発生した場合の重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要がある、「ハ. (3) (ii) (h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員 本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、冷却機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、5建屋の合計で141人である。なお、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合には、降灰予報を受けて建屋外での可搬型建屋外ホースの敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」を要因とした場合を上回ることはなく、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、全建屋の合計で140人で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合の必要な人数以下である。㊦</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>	<p>7.2.3 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。㊧</p> <p>(1) 必要な要員の評価 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は141人である。外的事象の「地震」とは異なる環境条件をもたらす可能性のある外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は140人である。㊧</p> <p>また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計141人以内である。㊧</p> <p>以上より、蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、最大でも141人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊧</p>			<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（5/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>2) 資源</p> <p>i) 水源</p> <p>冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでに貯槽等への注水によって消費される水量は、合計で約26m³である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m³である。㊦</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。</p> <p>【㊦】これにより必要な水源は確保可能である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水は、水源である第1貯水槽へ排水経路を構成して循環させることから、基本的に水量に変化はなく、継続が可能である。㊧</p>	<p>(2) 必要な資源の評価</p> <p>蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。</p> <p>㊨</p> <p>a. 水源</p> <p>【7.2.3(2) a. (b) 水の使用量の評価】</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、合計約26m³の水が必要である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m³である。㊩</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。</p> <p>【㊩】これにより必要な水源は確保可能である。㊪</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0" data-bbox="816 1344 1350 1554"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0.0m³</td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m³</td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m³</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2m³</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m³</td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m³</td> </tr> </table> <p>㊫</p>	前処理建屋	約0.0m ³	分離建屋	約1.4m ³	精製建屋	約2.1m ³	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m ³	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³	全建屋合計	約26m ³			<p>㊦, ㊨: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊩, ㊫: 水供給00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0.0m ³															
分離建屋	約1.4m ³															
精製建屋	約2.1m ³															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m ³															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³															
全建屋合計	約26m ³															

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（6/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、5建屋の高レベル廃液等の総崩壊熱が第1貯水槽の一区画に負荷された場合の1日あたりの第1貯水槽の一区画の温度上昇は、安全側に断熱で評価した場合においても3℃程度であり、第1貯水槽を最終ヒートシンクとして考慮することに問題はない。㊦</p>	<p>(a) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価</p> <p>第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。㊧</p> <p>水の温度影響評価の詳細を以下に示す。㊧</p> <p>内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。㊧</p> <p>この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。㊧</p> <p>第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず同じである。㊧</p> <p>第1貯水槽の水温の上昇は以下の仮定により算出した。㊧</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 : 1,470 kW 第1貯水槽の水量 : 9,970m³*1 第1貯水槽の初期水温 : 29℃ 第1貯水槽の水の密度 : 996 kg/m³*2 第1貯水槽の水の比熱 : 4,179 J/kg/K</p> <p>*2</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m³を切り上げて30m³とし、第1貯水槽の一区画分の容積約10,000m³から減じて設定。</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用㊧</p>			<p>㊦, ㊧ : 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（7/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 電源 電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日あたりの水温上昇ΔTは次のとおり算出される。㊦</p> $\Delta T [^{\circ}\text{C}/\text{日}] = 1,470,000 [\text{J}/\text{s}] \times 86,400 [\text{s}/\text{日}] / (9,970 [\text{m}^3] \times 996 [\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179 [\text{J}/\text{kg}/\text{K}]) = \text{約}3.1^{\circ}\text{C}/\text{日}$ <p>㊦</p> <p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量の水が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。㊦</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310m³となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690m³と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2[°]C/日であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。㊦</p> <p>【7.2.3(2)c. 電源】 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧：蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：電源00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（8/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45kVAの給電が必要である。◇</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8kVAである。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（9/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>iii) 燃料</p> <p>5建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するために必要な軽油は合計で約63m³である。☐</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。☑</p>	<p>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>b. 燃料</p> <p>全ての建屋の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約62m³である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約63m³である。◇</p> <p>軽油貯槽にて合計約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。◇</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。 ◇</p>	<p>A. ち. (2)(ii) 放射線監視設備</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型排気モニタリング用発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>6.2.1.4 個数及び容量</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p> <p>別添Ⅱへ. 1.2.1 可搬(1)発電機（仕様表）</p>	<p>☐, ◇：蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>☑, ◇：電源00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（10/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(a) 内部ループへの通水，貯槽等への注水，冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については，可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約40m³の軽油が必要である。◇ 前処理建屋 約12m³ 分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m³ 全建屋合計 約40m³◇</p> <p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機 蒸発乾固の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は，可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約12m³の軽油が必要である。◇ 前処理建屋 約2.9m³ 分離建屋 約3.0m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m³ 全建屋合計 約12m³◇</p> <p>(c) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は，可搬型排気モニタリング用発電機の起動から7日間の運転を想定すると，外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず，運転継続に合計約0.22m³の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（11/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 可搬型空気圧縮機 可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m³の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約1.4m³ 分離建屋 約1.7m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m³ 全建屋合計 約5.9m³◇</p> <p>(e) 蒸発乾固対応時の運搬等に必要な車両燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び敷設並びにアクセスルートの整備等に使用する軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車【◇】並びにホイールローダ【◇】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.7m³の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.8m³の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（12/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(c) 放射線分解により発生する水素による爆発への対処 (ト) 必要な要員及び資源 外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として水素掃気機能の喪失が発生した場合には、「ハ. (3) (i) (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要があり、「ハ. (3) (ii) (h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員 本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、全建屋の合計で143人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」の場合を上回ることとはなく、外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」で想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」の場合の必要な人数以下である。㊦</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>	<p>7.3.3 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源</p> <p>水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。㊦</p> <p>(1) 必要な要員の評価 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は 143 人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報（「やや多量」以上）を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」の場合を上回ることとはなく、外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計143人以内である。㊦</p> <p>以上より、水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は最大でも143人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊦: 水素爆発00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（13/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>2) 資源</p> <p>i) 電源 電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>(2) 必要な資源の評価 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>b. 電源 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2 kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39 kVAである。㊦ 前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対するの電源供給が可能である。㊦</p> <p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2 kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39 kVAである。㊦ 分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対するの電源供給が可能である。㊦</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11 kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45 kVAの給電が必要である。㊦ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対するの電源供給が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧：水素爆発00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（14/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 燃料 全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m³である。㊦</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p>	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p> <p>a. 燃料 全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約22m³である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約22m³である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。㊦</p> <p>(a) 可搬型空気圧縮機 可搬型空気圧縮機は、水素爆発の発生防止対策の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系への圧縮空気の供給及び拡大防止対策の水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系並びに計装設備への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m³の軽油が必要である。㊦</p> <p>前処理建屋 約1.4m³ 分離建屋 約1.7m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m³ 全建屋合計 約5.9m³㊦</p>			<p>㊦, ㊦: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（15/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機 水素爆発の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は、可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約12m³の軽油が必要である。◇ 前処理建屋 約2.8m³ 分離建屋 約3.0m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m³ 全建屋合計 約12m³◇</p> <p>(c) 水素爆発対応時の運搬等に必要な車両燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備等に使用する軽油用タンクローリ【◇】及び運搬車【◇】並びにホイールローダ【◇】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m³の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m³の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（16/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(d) 有機溶媒等による火災又は爆発（TBP等の錯体の急激な分解反応）への対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要員 TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止，プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに，重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。☑</p> <p>上記より，TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため，実施組織要員の要員数は，必要な要員数を上回っており，必要な作業が可能である。☑</p> <p>2) 資源 TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には，水源を要せず，また，軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。☑</p>	<p>7.4.2 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源</p> <p>TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。 ◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価 TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止，プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに，重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。◇</p> <p>上記より，TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため，実施組織要員の要員数は，必要な要員数を上回っており，必要な作業が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価 TBP等の錯体の急激な分解反応は，動的機器の多重故障及び誤作動並びに運転員等の多重誤操作を発生の原因とした内的事象により発生することから，電源，圧縮空気及び冷却水については平常運転時と同様に使用可能である。TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には，水源を要せず，また，軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p>			<p>☑, ◇: 有機溶媒00-01 別紙1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
第四十九条（監視測定設備）（17/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>i) 電 源 電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。☑</p> <p>ii) 圧縮空気 T B P等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の測定に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。☑</p> <p>iii) 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。☑</p>	<p>a. 電源 T B P等の錯体の急激な分解反応への対処に必要な負荷は、460kVA非常用母線の最小余裕約110kVAに対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40kVAである。 【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要電源容量を確保できる。◇</p> <p>b. 圧縮空気 T B P等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の監視に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>c. 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、T B P等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p>			<p>☑, ◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>☑, ◇：有機溶媒 00-01 別紙1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（18/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(e) 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策を実施する場合には、「ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「放射線分解により発生する水素による爆発」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要がある、「ハ.(3)(ii)(h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p> <p>1) 要員 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなっており、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、合計で71人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。㊦</p>	<p>7.5.3 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源 7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。 ㊦</p> <p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。 ㊦</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (1) 必要な要員の評価 想定事故1の燃料損傷防止対策において、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は71人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化がすることが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも71人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（19/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなり、外的事象の「地震」を要因とした場合、合計で73人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要人数以下である。事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。☒</p> <p>2) 資源</p> <p>i) 水源 想定事故1の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m³の水が必要となる。☒</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (1) 必要な要員の評価 想定事故2の燃料損傷防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は73人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要要員以下である。以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも73人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。◇</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (2) 必要な資源の評価 想定事故1の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。◇</p> <p>a. 水源 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m³の水が必要となる。【◇】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。◇</p>			<p>☒, ◇：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：水供給 00-01別紙 1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（20/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m³の水が必要となる。</p> <p>【㊦】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。㊦</p> <p>ii) 電源 監視設備及び空冷設備への給電は、専用の可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (2) 必要な資源の評価 想定事故2の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>a. 水源 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m³の水が必要となる。【㊦】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。㊦</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 c. 電源 想定事故1の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。㊦</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p>			<p>㊦、㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦、㊦：水供給00-01別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）において示すため。</p> <p>㊦：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>㊦、㊦：電源00-01別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（21/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
iii) 燃料	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>c. 電 源</p> <p>想定事故2の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>b. 燃 料</p> <p>想定事故1の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【◇】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要車両【◇◇◇◇】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（22/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m³である。㊦</p>	<p>・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m³◇ ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m³◇ ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m³◇ ・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m³◇◇◇◇ 合計 約22m³◇ 以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m³である。◇</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。◇</p>			<p>㊦, ◇：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。 ◇：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ◇：計装00-01別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇：抑制00-01別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。 ◇：電源00-01別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（23/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m³である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊧</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>b. 燃料 想定事故2の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【㊦】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【㊦】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【㊦】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両【㊦㊦㊦㊦】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。㊦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m³㊦ ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m³㊦ ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m³㊦ ・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m³㊦㊦㊦㊦ <p>合計 約22m³㊦</p> <p>以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m³である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊦：プール 00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦：蒸発乾固 00-01 別紙 1 ①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>㊦：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（24/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(h) 必要な要員及び資源の評価 (イ) 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☒</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「(g) 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☒</p>	<p>7.8 必要な要員及び資源の評価 7.8.1 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☒</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☒</p> <p>(1) 要員の評価の条件 重大事故等への対処について、事業所内に常駐している実施組織要員の164人にて、対応期間の7日間の必要な作業対応が可能であることを評価する。☒</p> <p>また、要員の評価は、必要人数が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。☒</p>			<p>☒, ☒ : 要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>☒ : 要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（25/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(2) 資源の評価の条件</p> <p>a. 全 般</p> <p>重大事故等対策の有効性評価において、通常システムからの給水及び給電が不可能となる事象についての水源、燃料及び電源に関する評価を実施する。◇</p> <p>前提として、有効性評価の条件（各重大事故等への対処特有の評価の条件）を考慮する。また、資源の評価は、必要量が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。◇</p> <p>b. 水源</p> <p>(a) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m³）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(b) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用した水を貯水槽へ戻し、再利用する際の温度上昇を想定しても、冷却の維持が可能なことを評価する。◇</p> <p>(c) 使用済燃料貯蔵プール等への注水において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m³）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(d) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水で使用する第1貯水槽の区画は、異なる区画を使用する。◇</p>			<p>Ⓜ, ◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：水供給 00-01 別紙 1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（26/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>c. 燃料 (a) 可搬型発電機（緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は除く）【◇◇◇◇◇】，可搬型空気圧縮機【◇◇】，可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇◇】，可搬型中型移送ポンプ【◇◇◇◇】，軽油用タンクローリ【◇◇】，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車，運搬車【◇◇】，監視測定用運搬車【◇◇】，ホイールローダ【◇◇】及びけん引車【◇◇】のうち，対処に必要な設備を考慮し消費する燃料（軽油）が備蓄している軽油量に対して，対応期間の7日間の運転継続が可能であることを評価する。◇◇</p>			<p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。 ◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。 ◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。 ◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。 ◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。 ◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（27/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(b) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機で消費する燃料（重油）が備蓄している重油量に対して、対応期間の7日間の運転継続が可能であることを評価する。◇</p> <p>(c) 可搬型発電機（緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は除く）【◇◇◇◇】、可搬型空気圧縮機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】、可搬型中型移送ポンプ【◇◇】、軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】の使用を想定する事故の条件については、可搬型発電機【◇◇◇◇】、可搬型空気圧縮機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】、可搬型中型移送ポンプ【◇◇】、軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】の燃料消費量の評価を行う。◇</p> <p>この場合、燃料（軽油）の備蓄量として、軽油貯槽（約800m³）の容量を考慮する。◇</p>			<p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：緊急 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（28/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の使用を想定する事故の条件については、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の燃料消費量の評価を行う。◇</p> <p>この場合、燃料（重油）の備蓄量として、重油貯槽（約200m³）の容量を考慮する。◇</p> <p>(e) 燃料の必要量は、燃料を使用する設備の燃費（公称値）及び最大稼働時間に基づき算出する。◇</p> <p>d. 電源</p> <p>(a) 前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が各可搬型発電機の給電容量（約80 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(b) 可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型気象観測用発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3 kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(c) 環境モニタリング用可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約5 kVA）未満となることを評価する。◇</p>			<p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（29/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約200kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(e) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(f) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約1,700kVA）未満となることを評価する。◇</p> <p>(g) 電源においては、それぞれ必要な負荷を積み上げるとともに、その負荷の起動順序並びに動的負荷の起動時を考慮し評価する。◇</p>			<p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（30/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ロ) 重大事故等の同時発生時に必要な要員の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生では、同時に作業している要員数の最大値は、130人であり、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦㊧</p>	<p>7.8.2 重大事故等対策時に必要な要員の評価結果</p> <p>重大事故等が同時発生した場合において、重大事故等対策実施時の操作項目、必要な要員数及び移動時間を含めた各操作の所要時間について確認した。㊦㊧㊨</p> <p>重大事故等対策時に必要な要員数が最も多いのは、外的事象の地震を要因とした場合であって、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能であることを確認した。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-1図～第7.8-10図に示す。また、外的事象の火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-11図～第7.8-20図に示す。㊦㊧</p> <p>また、各要因での必要な要員について以下に示す。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の地震を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。㊦㊧㊨</p> <p>外的事象の火山の影響を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は160人である。㊦㊧</p> <p>内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」を要因として重大事故等が同時発生した場合は、外的事象の地震の場合を想定する環境条件より悪化することを想定せず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は合計161人以内である。㊦㊧㊨</p>			<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧: 水素爆発00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧: プール00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（31/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ハ) 重大事故等の同時発生時に必要な水源の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に水源を必要とする対策としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固への重大事故等対策及び使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）であり、【38】それぞれ第1貯水槽の異なる区画を水源として使用する。【4】</p>	<p>7.8.3 重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果</p> <p>重大事故等が同時発生した場合において、7日間の重大事故等対策の継続に必要な水源、燃料及び電源を評価し、対応期間の7日間は、外部からの支援がない場合においても、必要量以上の水源、燃料及び電源が確保されていることを確認した。④④④</p> <p>重大事故等の同時発生時の対処に必要な水源、燃料及び電源についての評価の詳細を以下に示す。④④④</p> <p>7.8.3.1 水源の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に水源を使用する対処は、冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水並びに使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）である。④④</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）で使用する第1貯水槽の区画は異なるものを使用することを想定し評価する。④</p>			<p>④, ④：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>④：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>④, ④：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>④, ④：水供給 00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（32/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策に必要な水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、合計約 26m³の水が必要である。また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約 3,000 m³である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約 2,300m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p>	<p>(2) 水の使用量の評価</p> <p>貯槽等への注水に必要な水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約26m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、対応期間である7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m³の水を保有しており、これにより必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>また、重大事故等の同時発生時の水源としては、第1貯水槽のみでの対応が可能であるが、万が一第1貯水槽で保有する水が不足した場合、第2貯水槽からの第1貯水槽への供給も可能である。㊦</p> <p>水の使用量の評価の詳細を以下に示す。㊦㊦</p> <p>(a) 貯槽等への注水</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約26m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0 m³</td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m³</td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m³</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2 m³</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m³</td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m³</td> </tr> </table> <p>また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m³である。㊦</p>	前処理建屋	約0 m ³	分離建屋	約1.4m ³	精製建屋	約2.1m ³	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2 m ³	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³	全建屋合計	約26m ³			<p>㊦, ㊦：蒸発乾固00-01別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：水供給00-01別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0 m ³															
分離建屋	約1.4m ³															
精製建屋	約2.1m ³															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2 m ³															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³															
全建屋合計	約26m ³															

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（33/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策で冷却に使用した水を貯水槽へ戻し再利用するが、それに伴う水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。㊦</p>	<p>(b) 燃料貯蔵プール等への注水 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、以下に示す量の水が必要である。㊧ 外的事象の火山の影響を要因とした場合の想定事故1 必要水量 約1,600m³㊧</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の想定事故2 必要水量 約2,300m³㊧</p> <p>【7.8.3.1(1) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価】 第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日当たり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。㊧ 水の温度影響評価の詳細を以下に示す。㊧ 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。㊧ 第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず同じである。㊧</p>			<p>㊧：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊧：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（34/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>第1貯水槽の一区画の水温の上昇は以下の仮定により算出した。◇</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 : 1,470 kW</p> <p>第1貯水槽の水量 : 9,970m³ ※1</p> <p>第1貯水槽の初期水温 : 29℃</p> <p>第1貯水槽の水の密度 : 996 kg/m³ ※2</p> <p>第1貯水槽の水の比熱 : 4,179 J/kg/K ※2</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m³を切り上げて30m³とし、第1貯水槽の一区画分の容積10,000m³から減じて設定。◇</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用◇</p> <p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日当たりの水温上昇ΔTを次のとおり算出する。◇</p> $\Delta T [^\circ\text{C}/\text{日}] = \frac{1,470,000 [\text{J}/\text{s}] \times 86,400 [\text{s}/\text{日}]}{(9,970 [\text{m}^3] \times 996 [\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179 [\text{J}/\text{kg}/\text{K}])} = \text{約} 3.1^\circ\text{C}/\text{日} \diamond$ <p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量の水が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。◇</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310m³となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690m³と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2℃/日であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（35/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(二) 重大事故等の同時発生時に必要な燃料の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約 87m³であり【<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>】、軽油貯槽にて約 800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<input type="checkbox"/>】。また、外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約 69m³であり、重油貯槽にて約 200m³の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<input type="checkbox"/>】。</p> <p>なお、必要な燃料（軽油）の量については、外的事象の火山の影響を要因とした場合についても、合計約 87m³であり【<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>】、軽油貯槽にて約 800m³の軽油を確保していることから、外的事象の火山の影響を要因とした場合でも外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<input type="checkbox"/>】。</p>	<p>7.8.3.2 燃料の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約87m³であり【<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>】、軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<input type="checkbox"/>】。</p> <p>重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約69m³であり、重油貯槽にて約200m³の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である【<input type="checkbox"/>】。</p>			<p><input type="checkbox"/>、<input type="checkbox"/>：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p><input type="checkbox"/>、<input type="checkbox"/>：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p><input type="checkbox"/>、<input type="checkbox"/>：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p><input type="checkbox"/>、<input type="checkbox"/>：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p><input type="checkbox"/>、<input type="checkbox"/>：緊急対 00-01 別紙1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（36/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>燃料の評価の詳細を以下に示す。</p> <p>(1) 内部ループへの通水，貯槽等への注水，冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については，可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると，外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず，運転継続に合計約40m³の軽油が必要である。◇</p> <p>【第1貯水槽から建屋への水供給及び建屋から第1貯水槽への排水】</p> <p>前処理建屋 約12m³</p> <p>分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m³</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m³</p> <p>全建屋合計 約40m³◇</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプ</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプによる貯水槽から使用済燃料貯蔵プール等への水の注水は，可搬型中型移送ポンプの起動から7日目までの運転を想定すると，外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず，運転継続に合計約7.2m³の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（37/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由										
	<p>(3) 各建屋の可搬型排風機の運転等に使用する可搬型発電機</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発が発生した際に、大気中への放射性物質の放出量を低減するために使用する前処理建屋の可搬型排風機等は、前処理建屋可搬型発電機から、分離建屋の可搬型排風機等は、分離建屋可搬型発電機から、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から、高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型排風機等は、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機からそれぞれ必要な電源を供給する。◇◇</p> <p>可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約12m³の軽油が必要となる。◇◇</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約2.9m³</td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約3.0m³</td> </tr> <tr> <td>精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約3.0m³</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約3.0m³</td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約12m³◇◇</td> </tr> </table> <p>(4) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水時に使用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.3m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(5) 制御建屋可搬型発電機</p> <p>制御建屋可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約3.0m³の軽油が必要となる。◇</p>	前処理建屋	約2.9m ³	分離建屋	約3.0m ³	精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約3.0m ³	高レベル廃液ガラス固化建屋	約3.0m ³	全建屋合計	約12m ³ ◇◇			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添 （第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添 （第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：制御室（S A）00-01 別紙1①別添（第四十八条制御室等）において示すため。</p>
前処理建屋	約2.9m ³													
分離建屋	約3.0m ³													
精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約3.0m ³													
高レベル廃液ガラス固化建屋	約3.0m ³													
全建屋合計	約12m ³ ◇◇													

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（38/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(6) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機による電源供給は、重大事故等の発生直後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(7) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋用発電機による電源供給は、外部電源の喪失後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約69m³の重油が必要となる。◇</p> <p>(8) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(9) 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型環境モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約2.0m³の軽油が必要となる。◇ モニタリングポスト及びダストモニタが機能維持している場合は、モニタリングポスト及びダストモニタにより監視を継続するため、可搬型環境モニタリング用発電機は使用しない。◇</p>			<p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（39/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(10) 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(11) 環境モニタリング用可搬型発電機 環境モニタリング用可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.0m³の軽油が必要となる。 モニタリングポスト及びダストモニタが機能喪失した場合は、可搬型環境モニタリング設備により監視を行うため、環境モニタリング用可搬型発電機は使用しない。◇</p> <p>(12) 情報把握計装設備の可搬型発電機 情報把握計装設備の可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.5m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(13) 可搬型空気圧縮機 前処理建屋可搬型空気圧縮機，分離建屋可搬型空気圧縮機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型空気圧縮機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型空気圧縮機による水素掃気用の圧縮空気供給及び計装設備の可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給は、可搬型空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.9m³の軽油が必要となる。◇ 前処理建屋 約1.4m³ 分離建屋 約1.7m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m³ 全建屋合計 約5.9m³◇</p>			<p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（40/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(14) 可搬型計測ユニット用空気圧縮機 可搬型計測ユニット用空気圧縮機による監視設備の保護のため冷却空気の供給は、可搬型計測ユニット用空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.6m³の軽油が必要となる。【◇】</p> <p>(15) 冷却機能の喪失による蒸発乾固、水素掃気機能の喪失による水素爆発及び使用済燃料貯蔵プール等への注水対応時の運搬等に必要車両 軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】による燃料及び可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備については、外的事象の地震を想定した場合、7日間の運転継続に合計約5.0m³の軽油が必要となる。 【◇◇◇◇◇】また、外的事象の火山の影響を想定した場合、7日間の運転継続に合計約5.0m³の軽油が必要となる。【◇◇◇◇◇】</p>			<p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
第四十九条（監視測定設備）（41/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ホ) 重大事故等の同時発生時に必要な電源の評価</p>	<p>7.8.3.3 電源の評価結果 (1) 各建屋の可搬型排風機等の運転に使用する可搬型発電機 a. 前処理建屋可搬型発電機 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約21kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◇◇◇ 前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇ b. 分離建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約22kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◇◇◇ 分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇ c. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約39kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約73kVAの給電が必要である。◇◇◇ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。 ◇：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（42/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>d. 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約19kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約53kVAの給電が必要である。③⑥⑩</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑩</p>			<p>⑩：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>⑩：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>⑩：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>⑩：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（43/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な電源で、電源負荷と供給容量で最も安全余裕が小さい可搬型排気モニタリング用発電機でも、必要負荷約1.8kVAに対し【固】、供給容量約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p>	<p>(2) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介して、大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8kVAである。◇ 可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>(3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の電源負荷は、使用済燃料貯蔵プール等への注水に必要な負荷として、約109kVAであり、対象負荷の起動時を考慮すると約158kVAの給電が必要である。◇◇◇◇ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は約200kVAあり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(4) 制御建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機の電源負荷は、制御建屋の中央制御室にとどまるための換気機能を確認する際に、中央制御室の空気を清浄に保つために使用する制御建屋の可搬型送風機の運転等に必要な負荷として約24kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約52kVAの給電が必要である。◇◇◇ 制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>	<p>A. ち. (2)(ii) 放射線監視設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型排気モニタリング用発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>6.2.1.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。 別添Ⅱへ. 1.2.1 可搬(1)発電機（仕様表）</p>	<p>固, ◇: 資源の評価結果を説明したものであるため。</p> <p>◇: 資源の評価結果を説明したものであるため。 ◇: 制御室（SA）00-01別紙1①別添（第四十八条制御室等）において示すため。 ◇: 計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇: 通信（SA）00-01 別紙1①別添（第五十一条通信連絡を行うために必要な設備）において示すため。 ◇: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（44/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(5) 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型環境モニタリング用発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約0.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8kVAである。◇ 可搬型環境モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>(6) 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測用発電機の電源負荷は、敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定に必要な負荷として、約0.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8kVAである。◇ 可搬型気象観測用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p> <p>(7) 環境モニタリング用可搬型発電機 環境モニタリング用可搬型発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約2.4kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約2.4kVAである。◇ 環境モニタリング用可搬型発電機の供給容量は、約5kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。</p>	<p>A. ち. (2)(ii) 放射線監視設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型環境モニタリング用発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> <p>A. ち. (2)(iii) 環境管理設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、可搬型気象観測用発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> <p>A. ち. (2)(iv) 環境モニタリング用代替電源設備 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、環境モニタリング用可搬型発電機の容量に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>	<p>6.2.2.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。 別添Ⅱへ. 1.2.2 可搬(1)発電機（仕様表）</p> <p>6.7.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。 別添Ⅱへ. 1.7 可搬(1)発電機（仕様表）</p> <p>6.8.4 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。 別添Ⅱへ. 1.8 可搬(1)発電機（仕様表）</p>	<p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（45/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(8) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の電源負荷は、重大事故等に伴う大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約0.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8kVAである。◇ 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(9) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋の電源設備は、非常用電源システムとは異なる代替電源として独立した設計としている。◇ 緊急時対策建屋用発電機の電源負荷は、緊急時対策建屋の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備の機能を維持するために必要な負荷として約1,200kVAの給電が必要である。◇◇ 緊急時対策建屋用発電機の供給容量は、約1,700kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(10) 情報把握計装設備の可搬型発電機 情報把握計装設備の可搬型発電機の電源負荷は、パラメータの伝送に必要な負荷として約1.7kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約1.7kVAの給電が必要である。◇ 制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：緊対 00-01 別紙 1①別添（第五十条緊急時対策所）において示すため。</p> <p>◇：通信（SA）00-01別紙1①別添（第五十一条通信連絡を行うために必要な設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（46/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>11. 監視測定等に関する手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>1 再処理事業者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 再処理事業者は、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備が、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。</p> <p>2 事故後の周辺の汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。</p>			

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（47/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備する。また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。◇</p> <p>a. 対応手段と設備の選定 (a) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する（第11-1図～第11-3図）。また、重大事故等が発生した場合に、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する（第11-4図）。重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備を選定する。選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準だけでなく、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。◇</p> <p>(b) 対応手段と設備の選定の結果 上記「(a) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段並びに技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、資機材及び自主対策設備を以下に示す。なお、機能喪失を想定する設計基準設備、対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第11-1表に整理する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（48/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>i. 放射性物質の濃度及び線量の測定の対応手段及び設備 (i) 排気口における放射性物質の濃度の測定 1) 主排気筒における放射性物質の濃度の測定</p> <p>a) 対応手段 重大事故等が発生した場合に、主排気筒において放射性物質の濃度を測定する手段がある。◇</p> <p>地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線から各建屋への共通電源車による給電ができない場合は、可搬型排気モニタリング用発電機を放射性物質の濃度の測定で使用する設備に接続して、対処に必要な電力を確保する。放射性物質の濃度の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第11-2表）。可搬型排気モニタリング用発電機に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第11-5図に示す。 ◇</p> <p>i) 放射線監視設備 ・主排気筒の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用） 排気筒モニタ 排気サンプリング設備◇</p> <p>ii) 試料分析関係設備 ・放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用） 放射能測定装置（ガスフローカウンタ） 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ） 核種分析装置◇</p> <p>iii) 代替モニタリング設備 ・可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 ・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 ・可搬型データ表示装置 ・可搬型排気モニタリング用発電機◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。 ◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（49/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	iv) 代替試料分析関係設備 ・可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 可搬型トリチウム測定装置 [◇] v) 受電開閉設備 ・受電開閉設備 ・受電変圧器 [◇] vi) 所内高圧系統 ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 [◇] vii) 所内低圧系統 ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 [◇] viii) 直流電源設備 ・第2非常用直流電源設備 [◇] ix) 計測制御用交流電源設備 ・計測制御用交流電源設備 [◇] x) 補機駆動用燃料補給設備 ・軽油貯槽 ・軽油用タンクローリ [◇]			[◇] ：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（50/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>主排気筒において放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）及び試料分析関係設備の放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 試料分析関係設備 重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。</p> <p>(ii) 放射線監視設備 重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。</p>	<p>6.3 試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p> <p>6.1.2.1 排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒の主配管（建屋換気系）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p>	
<p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、主排気筒において放射性物質の濃度の測定に使用するために常設重大事故等対処設備として位置付ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>				

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（51/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>また、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び代替試料分析関係設備の可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>主排気筒において放射性物質の濃度の測定で使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備及び計測制御用交流電源設備を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。可搬型排気モニタリング用発電機に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p>	<p>（2）屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>（i）試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。</p> <p>（ii）放射線監視設備 重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <div data-bbox="1397 1146 2445 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、主排気筒において放射性物質の濃度の測定に使用するために可搬型重大事故等対処設備として設ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>6.4 代替試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</p> <p>6.2.1 代替排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（52/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>これらの選定した設備は、技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。以上の重大事故等対処設備により、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。また、以下の設備は地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（53/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>2) 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）における放射性物質の濃度の測定</p> <p>a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度を測定する手段がある。地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、電源供給が確認できない場合は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び可搬型排気モニタリング用発電機を放射性物質の濃度の測定で使用する設備に接続して、対処に必要な電力を確保する。放射性物質の濃度の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第11-2表）。可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第11-5図に示す。◇</p> <p>i) 放射線監視設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用） 排気筒モニタ 排気サンプリング設備 ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）（設計基準対象の施設と兼用） ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト（設計基準対象の施設と兼用）◇ <p>ii) 試料分析関係設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用） 放射能測定装置（ガスフローカウンタ） 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ） 核種分析装置◇ 			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（54/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	iii) 代替モニタリング設備 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト（設計基準対象の施設と兼用） ・可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ 可搬型排気サンプリング設備 ・可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 ・可搬型データ表示装置 ・可搬型排気モニタリング用発電機 ・監視測定用運搬車 [◇] iv) 代替試料分析関係設備 ・可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置可搬型 トリチウム測定装置 [◇] v) 受電開閉設備 ・受電開閉設備 ・受電変圧器 [◇] vi) 所内高圧系統 ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV常用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 ・6.9kV常用母線 [◇] vii) 所内低圧系統 ・460V非常用母線 ・460V運転予備用母線 [◇] viii) 計測制御用交流電源設備 ・計測制御用交流電源設備 [◇] ix) 代替電源設備 ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 [◇] x) 補機駆動用燃料補給設備 ・軽油貯槽 ・軽油用タンクローリ [◇]			[◇] ：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（55/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、試料分析関係設備の放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 試料分析関係設備 重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。</p> <p>(ii) 放射線監視設備 重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>(ii) 放射線監視設備 重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>6.3 試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p> <p>6.1.2.1 排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>6.2.1 代替排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度の測定に使用するために常設重大事故等対処設備として位置付ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（56/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>また、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、監視測定用運搬車及び代替試料分析関係設備の可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度の測定で使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。また、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。</p> <p>(ii) 放射線監視設備 重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <div data-bbox="1389 1108 2436 1287" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）において放射性物質の濃度の測定に使用するために可搬型重大事故等対処設備として設ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>6.4 代替試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</p> <p>6.2.1 代替排気モニタリング設備 重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（57/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>これらの選定した設備は、技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。以上の重大事故等対処設備により、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。また、以下の設備は地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（58/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(ii) 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量を測定する手段がある。◇</p> <p>地震起因による機器の損壊、故障、その他の異常により、電源供給が確認できない場合は、可搬型環境モニタリング用発電機を放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備に接続して、対処に必要な電力を確保する。放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第11-2表）。可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第11-5図に示す。◇</p> <p>a) 放射線監視設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用） モニタリングポスト ダストモニタ◇ <p>b) 試料分析関係設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境試料測定設備（設計基準対象の施設と兼用） 核種分析装置◇ <p>c) 環境管理設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能観測車（搭載機器：空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器）（設計基準対象の施設と兼用）◇ <p>d) 代替モニタリング設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 ・可搬型データ表示装置 ・監視測定用運搬車 ・可搬型環境モニタリング用発電機◇ 			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（59/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダストサンプラ（SA） e) 代替試料分析関係設備 ・可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 可搬型核種分析装置 f) 代替放射能観測設備 ・可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA） g) 受電開閉設備 ・受電開閉設備 ・受電変圧器 h) 所内高圧系統 ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV常用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線 ・6.9kV常用母線 i) 所内低圧系統 ・460V非常用母線 j) 計測制御用交流電源設備 ・計測制御用交流電源設備 k) 補機駆動用燃料補給設備 ・軽油貯槽 ・軽油用タンクローリ 			<p>：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（60/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>2) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備のうち、放射線監視設備の環境モニタリング設備（モニタリングポスト及びダストモニタ）及び試料分析関係設備の環境試料測定設備（核種分析装置）を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>また、放射能観測車を、可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 試料分析関係設備 重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。</p> <p>(ii) 放射線監視設備 重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>(iii) 環境管理設備 重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。重大事故等時において、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録するため、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。</p>	<p>6.3 試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p> <p>6.1.2.3 環境モニタリング設備 重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p> <p>6.5 環境管理設備 重大事故等時において、気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用するために常設重大事故等対処設備又は可搬型重大事故等対処設備として位置付ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（61/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備のうち、代替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、監視測定用運搬車、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA））、代替試料分析関係設備の可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）及び代替放射能観測設備の可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。</p> <p>(ii) 放射線監視設備 重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>(iii) 環境管理設備 重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。</p>	<p>6.4 代替試料分析関係設備 重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</p> <p>6.2.2 代替環境モニタリング設備 重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）並びに監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>6.6 代替放射能観測設備 重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）で構成する。</p>	<p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用するために可搬型重大事故等対処設備として設ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（62/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>周辺監視区域において放射性物質の濃度及び線量の測定に使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備の計測制御用交流電源設備を、常設重大事故等対処設備として位置付ける。可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p> <p>これらの選定した設備は、技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。以上の重大事故等対処設備により、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。また、以下の設備は地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>・放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設計基準対象の設備◇</p>			<p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（63/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>ii. 風向，風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備 (i) 対応手段 重大事故等が発生した場合に，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定する手段がある。 地震起因による機器の損壊，故障，その他の異常により，電源供給が確認できない場合は，可搬型気象観測用発電機を風向，風速その他の気象条件の測定で使用する設備に接続して，対処に必要な電力を確保する。風向，風速その他の気象条件の測定で使用する設備及び給電に使用する設備は以下のとおり（第11-2表）。可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第11-5図に示す。◇</p> <p>1) 環境管理設備 ・気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）（設計基準対象の施設と兼用）◇</p> <p>2) 代替気象観測設備 ・可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計） ・可搬型風向風速計 ・可搬型気象観測用データ伝送装置 ・可搬型データ表示装置 ・監視測定用運搬車 ・可搬型気象観測用発電機◇</p> <p>3) 受電開閉設備 ・受電開閉設備 ・受電変圧器◇</p> <p>4) 所内高圧系統 ・6.9kV非常用主母線 ・6.9kV運転予備用主母線 ・6.9kV非常用母線 ・6.9kV運転予備用母線◇</p> <p>5) 所内低圧系統 ・460V非常用母線◇</p> <p>6) 計測制御用交流電源設備 ・計測制御用交流電源設備◇</p> <p>7) 補機駆動用燃料補給設備 ・軽油貯槽 ・軽油用タンクローリ◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（64/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(ii) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち，環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>また，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，監視測定用運搬車及び可搬型気象観測用発電機を，可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定に使用する設備に必要な電力を給電する設備のうち，受電開閉設備，所内高压系統，所内低压系統及び計測制御用交流電源設備を，常設重大事故等対処設備として位置付ける。可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を，常設重大事故等対処設備として設置する。また，軽油用タンクローリを，可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(iii) 環境管理設備</p> <p>重大事故等時において，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録するため，気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。環境管理設備は，放射能観測車及び気象観測設備で構成する。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している，敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定に使用するために常設重大事故等対処設備として位置付ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> <p>重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している，敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定に使用するために可搬型重大事故等対処設備として設ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>	<p>6.5 環境管理設備</p> <p>重大事故等時において，気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。</p> <p>6.7 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型気象観測用発電機，可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（65/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>これらの選定した設備は、技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。以上の重大事故等対処設備により、敷地内において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる。また、以下の設備は地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。なお、自主対策設備が機能喪失した場合は、重大事故等対処設備を用いて対処を行うため、重大事故対策に悪影響を及ぼすことはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備◇ 			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（66/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>iii. 環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復の対応手段及び設備 (i) 対応手段 環境モニタリング設備の電源が喪失した際に、環境モニタリング用可搬型発電機により、電源を回復させるための手段がある。 なお、環境モニタリング設備の電源を回復しても環境モニタリング設備の機能が回復しない場合は、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型データ表示装置により代替測定する手順がある。環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復で使用する設備は以下のとおり（第11-2表）。可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油用タンクローリを用いて移送する。系統図を第11-5図に示す。◇</p> <p>1) 環境モニタリング用代替電源設備 ・環境モニタリング用可搬型発電機◇</p> <p>2) 代替モニタリング設備 ・可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ ・可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 ・可搬型データ表示装置 ・監視測定用運搬車 ・可搬型環境モニタリング用発電機 ・可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 中性子線用サーベイメータ（SA） アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 可搬型ダストサンプラ（SA）◇</p> <p>3) 補機駆動用燃料補給設備 ・軽油貯槽 ・軽油用タンクローリ◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（67/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(ii) 重大事故等対処設備</p> <p>環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復で使用する設備のうち、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機、代替モニタリング設備の可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、監視測定用運搬車、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA））を、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車に必要な燃料を補給する設備のうち、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽を、常設重大事故等対処設備として設置する。また、軽油用タンクローリを、可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇</p>	<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(ii) 放射線監視設備</p> <p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>(iv) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <div data-bbox="1389 1213 2436 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）に記載している、環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復に使用するために可搬型重大事故等対処設備として設ける設備は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p> </div>	<p>6.2.2 代替環境モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）並びに監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>6.8 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（68/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>これらの選定した設備は、技術的能力審査基準、事業指定基準規則第四十五条及び技術基準規則第四十九条に要求される設備として全て網羅されている。以上の重大事故等対処設備により、非常用所内電源系統からの電源が喪失した場合においても、環境モニタリング設備の電源又は機能を回復し、周辺監視区域境界付近において空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。◇</p> <p>iv. 手順等 上記「i. 放射性物質の濃度及び線量の測定の対応手段及び設備」、「ii. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備」及び「iii. 環境モニタリング設備の電源回復又は機能回復の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する（第11-1表）。これらの手順は、重大事故等時における放射線対応班の班員による一連の対応として「放射線管理部 重大事故等発生時対応手順書」に定める。また、放射線管理班の班員による一連の対応として「放射線管理部 非常時対策組織等 放射線管理班マニュアル」に定める。重大事故等時に監視が必要となる項目及び給電が必要となる設備についても整備する（第11-3表、第11-4表）。 ◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（69/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。☐</p> <p>また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。☐</p>	<p>b. 重大事故等時の手順等</p> <p>(a) 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p> <p>重大事故等時に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>◇</p> <p>重大事故等時における主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気筒モニタ及び可搬型ガスモニタを用いた放射性希ガスの濃度の測定、モニタリングポスト及び可搬型線量率計を用いた線量の測定及びダストモニタを用いた放射性物質の濃度の測定は、連続測定を行う。◇</p> <p>また、放射性物質の濃度の測定頻度は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合（ダストモニタの指示値上昇等）とする。◇</p> <p>放射性物質の濃度及び線量の測定に用いる設備に対して、可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型環境モニタリング用発電機により必要な負荷へ電力を供給する。◇</p> <p>【b. (b) 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等】</p> <p>重大事故等時に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。◇</p> <p>重大事故等時における気象観測設備及び可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定を行う。◇</p>			<p>☐, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（70/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 設計基準対象の施設 設計基準対象の以下の施設を重大事故等対処設備として位置付け重大事故等の対処に用いる。 ㊦</p> <p>[放射線監視設備] ・主排気筒の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備） ・北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（排気筒モニタ及び排気サンプリング設備） ・環境モニタリング設備（モニタリングポスト及びダストモニタ） ㊦</p> <p>[試料分析関係設備] ・放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）、核種分析装置） ・環境試料測定設備（核種分析装置） ㊦</p> <p>[環境管理設備] ・気象観測設備 ・放射能観測車 ㊦</p>				<p>㊦：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
第四十九条（監視測定設備）（71/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p> <p>排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定 主排気筒の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。☑</p> <p>重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。☑</p> <p>排気筒モニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。☑</p> <p>また、排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所へ伝送する。☑</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。☑</p>	<p>i. 排気口における放射性物質の濃度の測定 (i) 主排気筒における放射性物質の濃度の測定 1) 排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定 主排気筒の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。◇</p> <p>重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備の機能が維持されている場合は、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。◇</p> <p>排気筒モニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。◇</p> <p>また、排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所へ伝送する。◇</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。この手順のフローチャートを第11-6図に示す。排気モニタリングに係るアクセスルートを示す。第11-29図～第11-36図に示す。◇</p> <p>なお、主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (i) 2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。◇</p>			<p>☑, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（72/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>a) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、主排気筒の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>b) 操作手順 主排気筒の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長に主排気筒の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班長は、主排気筒の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を継続する。◇</p> <p>c) 操作の成立性 上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸ブルトニウム溶液の沸騰開始）11時間に対し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（73/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を主排気筒の排気モニタリング設備の接続口に接続し、主排気筒から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p>	<p>2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時に主排気筒の排気モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を主排気筒の排気モニタリング設備の接続口に接続し、主排気筒から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☑</p> <p>上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-6 図及び第 11-7 図に示す。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（74/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>a) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、主排気筒の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>b) 操作手順 可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-8図に示す。◇</p> <p>i) 可搬型排気モニタリング設備の設置 ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇ ②放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用発電機の健全性を確認する。◇ ③放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用発電機を主排気筒管理建屋近傍へ運搬する。◇ ④放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備を可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、可搬型排気モニタリング用発電機を起動し、給電する。可搬型排気モニタリング用発電機に必要となる軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上稼働が可能である。◇ ⑤放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備を主排気筒の排気モニタリング設備の接続口に接続し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質を捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を測定する。◇ ⑥放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常がないことを外観点検により確認する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（75/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑦放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に中央制御室に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、主排気筒の排気モニタリング設備が復旧した場合は、主排気筒の排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>ii) 可搬型ガスモニタの測定値の伝送</p> <p>①放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の健全性を確認する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を主排気筒管理建屋近傍まで運搬する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。◇</p> <p>④放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定値は、制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、主排気筒の排気モニタリング設備が復旧した場合は、主排気筒の排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を監視及び記録する。◇</p>			<p>◇：対応の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（76/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑤放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑥可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電機を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電機と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。◇</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記「i）可搬型排気モニタリング設備の設置」の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸ブルトニウム溶液の沸騰開始）11時間に対し、事象発生から可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定は1時間20分以内で可能である。◇</p> <p>上記「ii）可搬型ガスモニタの測定値の伝送」の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、作業開始を判断してから1時間30分以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（77/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定 放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から主排気筒の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、継続して放出管理分析設備により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。☐</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☐</p>	<p>3) 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定 放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から主排気筒の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されている場合は、継続して放出管理分析設備により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。この手順のフローチャートを第11-6図に示す。◇</p> <p>なお、放出管理分析設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (i) 4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。◇</p> <p>a) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>b) 操作手順 放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-9図に示す。◇</p>			<p>☐, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（78/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。◇</p> <p>c) 操作の成立性 上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、排気サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（79/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。☑</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p>	<p>4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）により、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。☑</p> <p>主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、主排気筒から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☑</p> <p>上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p> <p>可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-6図及び第11-7図に示す。☑</p> <p>a) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。☑</p>			<p>☑, ☐: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（80/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 操作手順 可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-10 図に示す。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、必要に応じて第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。◇</p> <p>④放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。◇</p> <p>⑤放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑥放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電機の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電機と交換する。◇</p> <p>⑦放射線対応班の班員は、主排気筒の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料を回収する。◇</p> <p>⑧放射線対応班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（81/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑨放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、放出管理分析設備が復旧した場合は、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>c) 操作の成立性 上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、排気サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（82/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p> <p>排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所へ伝送する。☐</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。☐</p>	<p>(ii) 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）における放射性物質の濃度の測定</p> <p>1) 排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、平常運転時から排気筒モニタにより放射性希ガスの連続監視及び排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集している。重大事故等時に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の機能が維持されている場合は、継続して排気筒モニタにより放射性希ガスを連続監視するとともに、排気サンプリング設備により放射性物質を連続的に捕集する。排気筒モニタの測定値は、中央制御室において指示及び記録し、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、排気筒モニタの測定値は、緊急時対策所へ伝送する。◇</p> <p>排気筒モニタによる放射性希ガスの測定及び排気サンプリング設備による放射性物質の捕集は継続されているため、排気筒モニタにより監視及び測定並びにその結果の記録を継続し、排気サンプリング設備により連続的に捕集する。この手順のフローチャートを第11-6図に示す。◇</p> <p>なお、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (ii) 2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。◇</p> <p>◇</p> <p>a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時に、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。◇</p>			<p>☐, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（83/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 操作手順 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班長は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の監視を継続する。◇</p> <p>c) 操作の成立性 上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人にて実施し、対策の制限時間（燃料貯蔵プールの小規模な漏えい並びに冷却機能及び注水機能の喪失による燃料貯蔵プール等の沸騰開始）35時間に対し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。◇</p>			<p>◇：対応の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（84/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の気体廃棄物の廃棄施設の機能が維持されていると判断した場合、また、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する。☒</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。☒</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☒</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☒</p>	<p>2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の気体廃棄物の廃棄施設の機能が維持されており、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型排気モニタリング設備（可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備）を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する。☒</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。☒</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☒</p> <p>可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋近傍に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。☒</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☒</p>			<p>☒, ☒: 対応の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（85/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>可搬型排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-6 図及び第 11-7 図に示す。◇</p> <p>なお、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の排気経路が損傷している場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺において、モニタリングを実施する。◇</p> <p>a) 手順着手の判断</p> <p>基準重大事故等時に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の気体廃棄物の廃棄施設の機能が維持されている場合。また、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。◇</p> <p>b) 操作手順</p> <p>可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-11 図に示す。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の健全性を確認する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を監視測定用運搬車に積載し、可搬型排気モニタリング設備を使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋近傍まで運搬する。◇</p> <p>④放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機に接続し、給電する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（86/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑤放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質を捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を測定する。◇</p> <p>⑥放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑦放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に中央制御室に連絡する。◇</p> <p>⑧放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタに接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。◇</p> <p>また、伝送した測定値は、制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>なお、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が復旧した場合は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備により放射性物質の濃度を測定、監視及び記録する。◇</p> <p>⑨放射線対応班の班員は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p>			<p>◇：対応の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（87/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑩可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電機を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電機と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。◇</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、対策の制限時間（燃料貯蔵プールの小規模な漏えい並びに冷却機能及び注水機能の喪失による燃料貯蔵プール等の沸騰開始）35時間に対し、事象発生から可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定は23時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（88/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定 放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、継続して放出管理分析設備により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。☑ 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p>	<p>3) 放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定 放出管理分析設備（放射能測定装置（ガスフローカウンタ）、放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）及び核種分析装置）は、平常運転時から北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備により捕集した放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に放出管理分析設備の機能が維持されている場合は、継続して放出管理分析設備により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。☑ 北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。この手順のフローチャートを第11-6図に示す。☑ なお、放出管理分析設備が機能喪失した場合は、「(a) i. (ii) 4) 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定」を行う。☑ a) 手順着手の判断 基準重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。☑ b) 操作手順 放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-9図に示す。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（89/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、放出管理分析設備による放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。◇</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、排気サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（90/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。☑</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p>	<p>4) 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に放出管理分析設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置）により、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性物質の濃度を測定する。☑</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性物質の濃度を評価し、記録する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p> <p>上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。☑</p> <p>可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-6図及び第11-7図に示す。☑</p> <p>a) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、放出管理分析設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。☑</p>			<p>☑, ☐: 対応の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
第四十九条（監視測定設備）（91/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 操作手順</p> <p>可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-10 図に示す。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集された試料の採取、可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、必要に応じて第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。◇</p> <p>④放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。◇</p> <p>⑤放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑥放射線対応班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。◇</p> <p>⑦放射線対応班の班員は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備又は可搬型排気サンプリング設備で捕集した試料を回収する。◇</p> <p>⑧放射線対応班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（92/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑨放射線対応班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、放出管理分析設備が復旧した場合は、放出管理分析設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、排気サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（93/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等</p> <p>環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 モニタリングポストは、平常運転時から周辺監視区域境界付近にて、空間放射線量率の連続監視を行っている。また、ダストモニタは、平常運転時から空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定している。☑</p> <p>重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の測定値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の測定値は、緊急時対策所へ伝送する。☑</p> <p>モニタリングポストによる空間放射線量率の測定及びダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定は継続されているため、監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。☑</p>	<p>ii. 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定 (i) 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 モニタリングポストは、平常運転時から周辺監視区域境界付近にて、空間放射線量率の連続監視を行っている。また、ダストモニタは、平常運転時から空気中の放射性物質の濃度を監視するため、粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定している。◇</p> <p>重大事故等時に環境モニタリング設備の機能が維持されている場合は、モニタリングポストにより空間放射線量率を連続監視するとともに、ダストモニタにより空気中の放射性物質を連続的に捕集及び測定する。環境モニタリング設備の測定値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。また、環境モニタリング設備の測定値は、緊急時対策所へ伝送する。◇</p> <p>モニタリングポストによる空間放射線量率の測定及びダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定は継続されているため、監視及び測定並びにその結果の記録を継続する。この手順のフローチャートを第 11-12 図に示す。◇</p> <p>なお、環境モニタリング設備が機能喪失した場合は、以下の対応を行う。◇</p>			<p>☑, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（94/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>・「(a) ii. (ii) 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定」◇</p> <p>・「(a) ii. (iii) 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定」◇</p> <p>1) 手順着手の判断 基準重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>2) 操作手順 環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班長に環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の監視を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班長は、環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の監視を継続する。◇</p> <p>3) 操作の成立性 上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸プルトニウム溶液の沸騰開始）11時間に対し、常設の設備を使用することから、速やかに対応が可能である。◇</p>			<p>◇：対応の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（95/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定 重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）により、周辺監視区域境界付近において、線量を測定するとともに、空气中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定する。☑</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。☑</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機により可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度及び線量の測定を行う。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p>	<p>(ii) 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定 重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型環境モニタリング設備（モニタリングポストの代替として可搬型線量率計、ダストモニタの代替として可搬型ダストモニタ）により、周辺監視区域境界付近において、線量を測定するとともに、空气中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定する。☑</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した測定値は、中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。☑</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機により可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置への給電を行い、放射性物質の濃度及び線量の測定を行う。☑</p> <p>上記給電を継続するために可搬型環境モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。☑</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機を設置場所に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p>			<p>☑, ☑: 対応の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
第四十九条（監視測定設備）（96/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>可搬型環境モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-7 図及び第 11-12 図に示す。◇</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による代替測定地点については、測定値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。◇</p> <p>ただし、地震、火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の監視測定用運搬車で運搬できる範囲に設置場所を変更する。◇</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例を第 11-13 図に示す。◇</p> <p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。◇</p> <p>2) 操作手順 可搬型環境モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-14 図に示す。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②可搬型環境モニタリング設備による代替測定地点については、測定値の連続性を考慮し、環境モニタリング設備に隣接した位置に設置することを原則とする。ただし、地震、火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の監視測定用運搬車で運搬できる範囲に設置場所を変更する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、第 1 保管庫・貯水所に保管している可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の健全性を確認する。◇</p>			◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（97/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>④放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。◇</p> <p>⑤放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング用発電機に接続し、可搬型環境モニタリング用発電機を起動し、給電する。可搬型環境モニタリング用発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。◇</p> <p>⑥放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続測定するとともに、空气中の放射性物質を捕集及び測定する。◇</p> <p>⑦放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑧放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に中央制御室に連絡する。◇</p> <p>⑨放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定値は、制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し、監視及び記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（98/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>なお、環境モニタリング設備が復旧した場合は、環境モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を測定、監視及び記録する。</p> <p>◇</p> <p>⑩放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑪可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電機を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電機と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。◇</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸プルトリウム溶液の沸騰開始）11時間に対し、事象発生から可搬型環境モニタリング設備（9台）による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は5時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（99/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A））により、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を測定する。☑</p> <p>線量当量率の測定については、想定事象を踏まえて、測定線種及び対象建屋を設定する。☑</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p>	<p>(iii) 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 重大事故等時に環境モニタリング設備が機能喪失した場合、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、可搬型建屋周辺モニタリング設備（ガンマ線用サーベイメータ（S A）、中性子線用サーベイメータ（S A）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）及び可搬型ダストサンプラ（S A））により、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を測定する。☑</p> <p>線量当量率の測定については、想定事象を踏まえて、測定線種及び対象建屋を設定する。☑</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-12 図に示す。☑</p> <p>環境モニタリングに係るアクセスルートを第 11-37 図～第 11-41 図に示す。☑</p> <p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、環境モニタリング設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第 11-5 表）。☑</p> <p>2) 操作手順 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-15 図に示す。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（100/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型建屋周辺モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備の健全性を確認する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、可搬型建屋周辺モニタリング設備の使用前に乾電池又は充電機の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電機と交換する。◇</p> <p>④放射線対応班及び建屋対策班の班員は、出入管理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋近傍において、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）及び中性子線用サーベイメータ（SA）により、線量当量率を測定するとともに、可搬型ダストサンプラ（SA）にダストろ紙をセットし試料を捕集し、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）により、空気中の放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>⑤現場管理者及び建屋対策班の班員は、制御建屋に保管している可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）により、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の周辺の線量当量率を測定する。◇</p> <p>⑥放射線対応班の班員は、可搬型建屋周辺モニタリング設備による測定を、可搬型環境モニタリング設備を設置するまでの間、定期的実施し、測定結果を記録し、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（101/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人、放射線対応班及び建屋対策班の班員8人並びに現場管理者及び建屋対策班の班員10人の合計20人にて実施し、事象発生から可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は1時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（102/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 放射能観測車は、平常時及び事故時に、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えている。重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、放射能観測車により、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。☑ 放射能観測車による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p>	<p>(iv) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 放射能観測車は、平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を備えている。重大事故等時に放射能観測車の機能が維持されている場合は、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する。☑ 放射能観測車による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑ 放射能観測車により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-12図に示す。☑ なお、放射能観測車が機能喪失した場合は、「(a) ii. (v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定」を行う。☑ 1) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、放射能観測車の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。☑ 2) 操作手順 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-16図に示す。☑ ①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。☑ ②放射線対応班の班員は、最大濃度地点又は風下方向において、放射能観測車（搭載機器：空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器）により、空気中の放射性物質の濃度及び線量率を測定する。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（103/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>③放射線対応班の班員は、放射能観測車による測定結果を記録し、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。◇</p> <p>3) 操作の成立性 上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、本対策実施判断後2時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（104/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p> <p>重大事故等時に放射能観測車が機能喪失（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（T1）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））により、再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。☑</p> <p>可搬型放射能観測設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p>	<p>(v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p> <p>重大事故等時に放射能観測車が機能喪失（搭載機器の測定機能又は車両の走行機能）した場合、可搬型放射能観測設備（ガンマ線用サーベイメータ（NaI（T1）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA））により、再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定する。☑</p> <p>可搬型放射能観測設備による測定結果は、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p> <p>可搬型放射能観測設備により放射性物質の濃度及び線量を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-12図に示す。☑</p> <p>1) 手順着手の判断</p> <p>基準重大事故等時に、放射能観測車の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。☑</p> <p>2) 操作手順</p> <p>可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-17図に示す。☑</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型放射能観測設備による放射性物質の濃度及び線量の測定の開始を指示する。☑</p> <p>②放射線対応班の班員は、第1保管庫・貯水所に保管している可搬型放射能観測設備の健全性を確認する。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（105/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>③放射線対応班の班員は、可搬型放射能観測設備の使用前に乾電池又は充電機の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電機と交換する。◇</p> <p>④放射線対応班の班員は、最大濃度地点又は風下方向において、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）及び中性子線用サーベイメータ（SA）により、線量率を測定するとともに、可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）にダストろ紙及びよう素カートリッジをセットし試料を採取し、ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）により、空気中の放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>⑤放射線対応班の班員は、可搬型放射能観測設備による測定結果を記録し、通信連絡設備により中央制御室に連絡する。なお、放射能観測車が復旧した場合は、放射能観測車により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>3）操作の成立性 上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、本対策実施判断後2時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（106/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定 環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、継続して環境試料測定設備により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。☑ ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。☑</p>	<p>（vi）環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定 環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、継続して環境試料測定設備により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。☑ ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。この手順のフローチャートを第11-12図に示す。☑ なお、環境試料測定設備が機能喪失した場合は、「(a) ii. (viii) 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。☑ 1) 手順着手の判断 基準重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。☑ 2) 操作手順 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-18図に示す。☑ ①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。☑ ②放射線管理班の班員は、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料を回収する。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（107/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。☑</p>	<p>③放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>④放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。◇</p> <p>3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の班員2人の合計3人にて実施し、ダストモニタの試料採取実施判断後2時間50分以内で可能である。◇ 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>(vii) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 環境試料測定設備（核種分析装置）は、平常運転時から再処理施設及びその周辺における環境試料の分析、放射性物質の濃度を測定している。◇</p>			<p>☑, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（108/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されていると判断した場合、また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。具体的には、環境試料測定設備により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。☒</p>	<p>重大事故等時に環境試料測定設備の機能が維持されている場合は、環境試料測定設備により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。なお、環境試料測定設備が機能喪失した場合は、「(a) ii. (ix) 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定」を行う。◇</p> <p>1) 手順着手の判断 基準重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能維持されていると判断した場合。また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>2) 操作手順 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-19図に示す。◇</p> <p>①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線管理班の班員は、放射線管理班長が指示した場所に移動し、水試料又は土壌試料を採取する。◇</p> <p>③放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p>			<p>☒, ◇：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（109/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>④放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。◇</p> <p>3) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の班員2人の合計3人にて実施し、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後2時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（110/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。☒</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。☒</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☒</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☒</p>	<p>(viii) 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する。☒</p> <p>ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料は、定期的（1日ごと）又は大気中への放射性物質の放出のおそれがある場合に回収し、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、空気中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。☒</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☒</p> <p>上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。☒</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☒</p> <p>可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-7図及び第11-12図に示す。☒</p> <p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。☒</p> <p>2) 操作手順 可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-20図に示す。☒</p>			<p>☒, ☒: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（111/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線管理班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。◇</p> <p>③放射線管理班の班員は、必要に応じて第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。◇</p> <p>④放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。◇</p> <p>⑤放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑥放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電電池と交換する。◇</p> <p>⑦放射線管理班の班員は、ダストモニタ又は可搬型ダストモニタで捕集した試料を回収する。◇</p> <p>⑧放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（112/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑨放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、環境試料測定設備が復旧した場合は、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2人、放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計7人にて実施し、ダストモニタの試料採取実施判断後2時間50分以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（113/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失したと判断した場合、また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合、手順に着手する。具体的には、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。☑</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p>	<p>(ix) 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に環境試料測定設備が機能喪失した場合、可搬型試料分析設備（可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置）により、再処理施設及びその周辺において採取した水試料及び土壌試料の放射性物質の濃度を測定し、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を評価する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機により可搬型試料分析設備への給電を行い、放射性物質の濃度の測定を行う。◇</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>上記給電を継続するために可搬型排気モニタリング用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>可搬型試料分析設備により水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。◇</p>			<p>☑, ◇: 対応の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（114/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>1) 手順着手の判断 基準重大事故等時に、環境試料測定設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合。また、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備、可搬型建屋周辺モニタリング設備、放出管理分析設備、環境試料測定設備、可搬型試料分析設備、放射能観測車及び可搬型放射能観測設備による測定により、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>2) 操作手順 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-21 図に示す。◇</p> <p>①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線管理班の班員は、主排気筒管理建屋に保管している可搬型試料分析設備又は第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置の健全性を確認する。◇</p> <p>③放射線管理班の班員は、必要に応じて第1保管庫・貯水所に保管している可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、主排気筒管理建屋まで運搬する。◇</p> <p>④放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置を、可搬型排気モニタリング用発電機に接続し、給電する。◇</p> <p>⑤放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型核種分析装置並びに可搬型排気モニタリング用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（115/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑥放射線管理班の班員は、可搬型試料分析設備のうち可搬型放射能測定装置の使用前に乾電池又は充電機の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池又は充電機と交換する。◇</p> <p>⑦放射線管理班の班員は、放射線管理班長が指示した場所に移動し、試料を採取する。◇</p> <p>⑧放射線管理班の班員は、必要に応じて前処理を行い、可搬型試料分析設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>⑨放射線管理班の班員は、測定結果を重大事故対応手順書の記録用紙に記録し、保存する。測定結果及び評価結果は、通信連絡設備により緊急時対策所に連絡する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型排気モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、環境試料測定設備が復旧した場合は、環境試料測定設備により放射性物質の濃度を測定する。◇</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2人、放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計7人にて実施し、水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定は、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後2時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（116/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 風向，風速その他の気象条件の測定の手順等</p> <p>気象観測設備による気象観測項目の測定 気象観測設備は，敷地内において，風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測している。重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されていると判断した場合，手順に着手する。具体的には，継続して気象観測設備により風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，その観測値を中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。☑</p> <p>気象観測設備による気象観測項目の測定は継続されているため，測定及びその結果の記録を継続する。☑</p>	<p>(b) 風向，風速その他の気象条件の測定の手順等</p> <p>i. 気象観測設備による気象観測項目の測定 気象観測設備は，敷地内において，風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測している。重大事故等時に気象観測設備の機能が維持されている場合は，継続して気象観測設備により風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，その観測値を中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。◇</p> <p>気象観測設備による気象観測項目の測定は継続されているため，測定及びその結果の記録を継続する。この手順のフローチャートを第11-24 図に示す。◇</p> <p>気象観測に係るアクセスルートを図11-42 図～図11-44 図に示す。◇</p> <p>なお，気象観測設備が機能喪失した場合は，以下の対応を行う。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(b) ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定」◇ ・「(b) iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定」◇ <p>(i) 手順着手の判断 基準重大事故等時に，気象観測設備の状況を確認し，当該設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>(ii) 操作手順 気象観測設備による気象観測についての手順の概要は以下のとおり。◇</p> <p>①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，放射線対応班長に気象観測設備による気象観測を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班長は，気象観測設備による気象観測を継続する。◇</p> <p>(iii) 操作の成立性 上記の対応は，実施責任者及び放射線対応班長の2人にて実施し，常設の設備を使用することから，速やかに対応が可能である。◇</p>			<p>☑，◇：対応の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（117/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>重大事故等時に気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）が機能喪失したと判断した場合，手順に着手する。具体的には，可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）により，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定する。☑</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し，観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した観測値は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。☑</p> <p>可搬型気象観測用発電機により可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置への給電を行い，敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定を行う。☑</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。☑</p>	<p>ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>重大事故等時に気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）が機能喪失した場合，可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）により，敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定する。☑</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し，観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。伝送した観測値は，中央制御室に設置する可搬型データ表示装置により記録するとともに，緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。☑</p> <p>可搬型気象観測用発電機により可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置への給電を行い，敷地内において風向，風速その他の気象条件の測定を行う。☑</p> <p>上記給電を継続するために可搬型気象観測用発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については，「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。☑</p> <p>可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機を設置場所に運搬するため，監視測定用運搬車を使用する。☑</p> <p>火山の影響により，降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は，事前の対応として，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また，降灰を確認したのち必要に応じ，除灰作業を実施する。☑</p> <p>可搬型気象観測設備により敷地内において風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 11-7 図及び第 11-24 図に示す。☑</p> <p>可搬型気象観測設備は，敷地内の大きな障害物のない開けた場所に設置することとする。可搬型気象観測設備の設置場所の例を第 11-25 図に示す。☑</p>			<p>☑，☑：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（118/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(i) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、気象観測設備の状況を確認し、当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>(ii) 操作手順 可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-26図に示す。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定の開始を指示する。◇</p> <p>②可搬型気象観測設備は、敷地内の大きな障害物のない開けた場所に設置することとし、速やかに設置できるように、あらかじめ候補場所を選定しておく。ただし、建屋外アクセスルートの整備状況及び候補場所の状況に応じて、設置場所を変更することもある。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、第1保管庫・貯水所に保管している可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の健全性を確認する。◇</p> <p>④放射線対応班の班員は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。◇</p> <p>⑤放射線対応班の班員は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測用発電機に接続し、可搬型気象観測用発電機を起動し、給電する。可搬型気象観測用発電機に必要となる軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上稼働が可能である。◇</p> <p>⑥放射線対応班の班員は、可搬型気象観測設備を設置し、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測する。◇</p> <p>⑦放射線対応班の班員は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（119/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>⑧放射線対応班の班員は、可搬型気象観測設備の設置状況及び測定結果を記録し、中央制御室及び緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に中央制御室に連絡する。◇</p> <p>⑨放射線対応班の班員は、可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し、観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。また、伝送した観測値は、制御建屋に保管している可搬型データ表示装置を中央制御室に設置し、記録するとともに、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備により記録する。火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、気象観測設備が復旧した場合は、気象観測設備により気象観測項目を測定、監視及び記録する。◇</p> <p>⑩放射線対応班の班員は、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機について、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。◇</p> <p>⑪可搬型データ表示装置の電源は、乾電池又は充電電池を使用し、使用中に残量が少ない場合、予備の乾電池又は充電電池と交換することで、重大事故等の必要な期間使用できる。◇</p> <p>(iii) 操作の成立性 上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、可搬型排気モニタリング設備の設置完了後、作業を開始してから2時間以内で可能である。◇</p>			<p>◇：対応の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（120/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（121/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 風向，風速その他の気象条件の測定の手順等 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定</p> <p>重大事故等時に気象観測設備が機能喪失したと判断した場合，手順に着手する。具体的には，可搬型気象観測設備を設置するまでの間，可搬型風向風速計により，敷地内において風向及び風速を測定する。☑</p> <p>可搬型風向風速計による測定結果は，通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p>	<p>iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定</p> <p>重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合，可搬型風向風速計により，敷地内において風向及び風速を測定する。☑</p> <p>可搬型風向風速計による測定結果は，通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p> <p>可搬型風向風速計により敷地内において風向及び風速を測定し，及びその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-24図に示す。☑</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時に，気象観測設備の状況を確認し，当該設備が機能喪失したと判断した場合（第11-5表）。☑</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>可搬型風向風速計による風向及び風速の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-27図に示す。☑</p> <p>①実施責任者は，手順着手の判断基準に基づき，放射線対応班の班員に可搬型風向風速計による風向及び風速の測定の開始を指示する。☑</p> <p>②放射線対応班の班員は，主排気筒管理建屋に保管している可搬型風向風速計の健全性を確認する。☑</p> <p>③放射線対応班の班員は，可搬型風向風速計により，敷地内の大きな障害物のない開けた場所にて風向及び風速を測定する。可搬型風向風速計は電源を必要としない。☑</p> <p>④放射線対応班の班員は，可搬型風向風速計による測定を，可搬型気象観測設備を設置するまでの間，定期的実施し，測定結果を記録し，通信連絡設備により中央制御室に連絡する。☑</p>			<p>☑，☑：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（122/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、事象発生から可搬型風向風速計による風向及び風速の測定は30分以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（123/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電する手順等</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電</p> <p>重大事故等時に、第1非常用ディーゼル発電機が自動起動せず、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し、無停電電源装置により給電され、環境モニタリング設備の機能が維持されていると判断した場合、手順に着手する。具体的には、環境モニタリング用可搬型発電機により、環境モニタリング設備へ給電する。☑</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。☑</p>	<p>(c) 環境モニタリング設備の電源を環境モニタリング用代替電源設備から給電する手順等</p> <p>非常用所内電源系統からの給電が喪失した際は、環境モニタリング用可搬型発電機により、環境モニタリング設備へ給電する。◇</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機から給電することにより、モニタリングポストによる空間放射線量率の測定及びダストモニタによる空気中の放射性物質の捕集及び測定を開始する。◇</p> <p>環境モニタリング設備に対して、環境モニタリング用可搬型発電機により必要な負荷へ電力を供給する。◇</p> <p>i. 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電</p> <p>重大事故等時に、第1非常用ディーゼル発電機が自動起動せず、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し、無停電電源装置により給電され、環境モニタリング設備の機能が維持されている場合、環境モニタリング用可搬型発電機により、環境モニタリング設備へ給電する。◇</p> <p>上記給電を継続するために環境モニタリング用可搬型発電機への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「8. 電源の確保に関する手順等」にて整備する。◇</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機をモニタリングポスト局舎近傍に運搬するため、監視測定用運搬車を使用する。◇</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。◇</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機から給電するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-12 図に示す。◇</p>			<p>☑, ◇: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
第四十九条（監視測定設備）（124/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(i) 手順着手の判断 基準重大事故等時に、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失し、無停電電源装置により給電され、環境モニタリング設備が機能維持されていると判断した場合（第11-5表）。◇</p> <p>(ii) 操作手順 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備へ給電する手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-28図に示す。◇</p> <p>①実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電の開始を指示する。◇</p> <p>②放射線対応班の班員は、第1保管庫・貯水所に保管している環境モニタリング用可搬型発電機の健全性を確認する。◇</p> <p>③放射線対応班の班員は、環境モニタリング用可搬型発電機を監視測定用運搬車に積載し、モニタリングポスト局舎近傍まで運搬及び設置する。◇</p> <p>④放射線対応班の班員は、環境モニタリング設備と環境モニタリング用可搬型発電機をケーブルで接続し、環境モニタリング用可搬型発電機を起動する。環境モニタリング用可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上の稼動が可能である。◇</p> <p>⑤放射線対応班の班員は、環境モニタリング設備の受電状態において、異臭、発煙、破損、保護装置の動作等の異常がないことを確認する。◇</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。なお、非常用所内電源系統からの給電が再開した場合は、非常用所内電源系統からの給電に切り替える。◇</p>			◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（125/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、作業開始を判断してから5時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p> <p>(d) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制</p> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。◇</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（126/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 バックグラウンド低減対策の手順</p> <p>モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。☑</p> <p>具体的には、事故後の周辺汚染により、モニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポスト局舎内の換気システムを停止し、モニタリングポストの検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。☑</p> <p>検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。☑</p> <p>また、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じてモニタリングポスト局舎の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。☑</p>	<p>(e) バックグラウンド低減対策の手順 事故後の周辺汚染による測定ができなくなることを避けるため、以下の手順を用いた手順を整備する。☑</p> <p>i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 事故後の周辺汚染により、モニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。☑</p> <p>(i) 手順着手の判断 基準重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、モニタリングポストのバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合（第11-5表）。☑</p> <p>(ii) 操作手順 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第11-22図に示す。☑</p> <p>①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員にモニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、モニタリングポストの検出器カバーを養生するよう指示する。☑</p> <p>②放射線管理班の班員は、モニタリングポストの汚染の防止に必要な養生シートを準備する。☑</p> <p>③放射線管理班の班員は、車両等によりモニタリングポストに移動し、モニタリングポスト局舎内の換気システムを停止する。☑</p> <p>④放射線管理班の班員は、モニタリングポストの検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。☑</p> <p>⑤放射線管理班の班員は、必要に応じて検出器カバーの養生シートを交換する。☑</p> <p>⑥放射線管理班の班員は、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じてモニタリングポスト局舎の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（127/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の班員2人の合計3人にて実施し、モニタリングポスト9台分の検出器カバーの養生作業は、作業開始を判断してから5時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条（監視測定設備）（128/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策</p> <p>重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合、手順に着手する。☑</p> <p>具体的には、事故後の周辺汚染により、可搬型環境モニタリング設備による測定ができなくなることを避けるため、可搬型環境モニタリング設備を設置する際にあらかじめ検出器カバーに養生シートを被せた後、可搬型環境モニタリング設備を設置する。☑</p> <p>検出器カバーの養生シートは、必要に応じて交換する。☑</p> <p>また、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じて可搬型環境モニタリング設備の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。☑</p>	<p>ii. 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策</p> <p>事故後の周辺汚染により、可搬型環境モニタリング設備による測定ができなくなることを避けるため、可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。☑</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時に、再処理施設から大気中への放射性物質の放出により、可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンドが上昇するおそれがあると判断した場合（第 11-5 表）。☑</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策の手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 11-23 図に示す。☑</p> <p>①放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班の班員に可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策として、可搬型環境モニタリング設備の検出器カバーを養生するよう指示する。☑</p> <p>②放射線管理班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の汚染の防止に必要な養生シートを準備する。☑</p> <p>③放射線管理班の班員は、車両等により可搬型環境モニタリング設備の設置場所に移動し、可搬型環境モニタリング設備を設置する際にあらかじめ養生を行っていた場合は、養生シートを取り除いた後、検出器カバーに養生シートを被せ、養生する。☑</p> <p>④放射線管理班の班員は、必要に応じて検出器カバーの養生シートを交換する。☑</p> <p>⑤放射線管理班の班員は、バックグラウンドが通常より高い場合には、必要に応じて可搬型環境モニタリング設備の除染、周辺土壌の撤去及び樹木の伐採を行いバックグラウンドの低減を図る。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（129/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の班員2人の合計3人にて実施し、可搬型環境モニタリング設備9台分の検出器カバーの養生作業は、作業開始を判断してから5時間以内で可能である。◇</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。◇</p>			<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（130/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 バックグラウンド低減対策の手順 可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策 重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。☑</p> <p>ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。☑</p> <p>配慮すべき事項 作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。☑</p> <p>電源確保 全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。☑</p> <p>燃料給油 配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。☑</p>	<p>iii. 可搬型試料分析設備のバックグラウンド低減対策 重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。☑</p> <p>ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。☑</p>			<p>☑, ☑: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第四十九条 （監視測定設備）（131/131）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>放射線管理 放射線防護</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。☑</p> <p>他の機関との連携</p> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。☑</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。☑</p>	<p>【b.（d）敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制】</p> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。◇</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。◇</p>			<p>☑, ◇：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

別紙2

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）
- ・添付書類記載事項の展開（別紙4の反映）

別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・添付書類記載事項の展開（別紙4の反映）
- ・補足説明すべき項目の追記

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）
- ・2/16 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 への指摘事項の反映
- ・本文・添付書類間，添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成
- ・添付書類記載事項の充実（上記のつながりを受けて，根拠の記載を拡充する等の対応）

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・記載の体裁の確認（変更前の記載がない場合の記載作法）
- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）

参考

監視測定設備に係る基本設計方針の
記載方法について

監視測定設備に係る基本設計方針の記載方法について

1. 経緯

監視測定設備の基本設計方針は、共通 05（工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由））において整理した「再処理施設の設工認に係る設備区分」に従って設備区分ごとに基本設計方針を記載している（参考-1 参照）。

一方で、事業変更許可申請書（本文）においては、同種の目的で使用する設備については設計方針についても同様の記載になることを踏まえ、複数の設備区分の設備を束ねた記載となっている個所がある。

基本設計方針は、設備の設計に係る説明が添付書類においてまで連続性をもって展開されるべきであると考え、事業変更許可申請書（本文）の該当箇所について、設備の主語を変えて複数の設備区分に展開している。

2. 基本設計方針の記載方法について

事業変更許可申請書（本文）では、設計基準対象の施設に対する階層を維持し、重大事故等対処施設の記載を追加する構成となっており、設計基準対象の施設の記載に引き続いて、設計基準対象の施設と兼用する重大事故等対処施設と、新たに設ける重大事故等対処施設の説明が展開されている（参考-2 中、①参照）。

また、複数の設備区分を束ねて説明が展開されている個所がある（参考-2 中、②参照）。

そのため、基本設計方針の作成に当たっては、事業変更許可申請書の記載を、共通 05 において定めた設備区分に応じて主語を分割することにより、設備に応じた適切な記載としたうえで展開した。

記載展開の例を参考-2 にて示すとともに、参考-3 として、事業変更許可申請書（本文）を基本設計方針に展開した結果を示す。

重大事故等対処設備

設工認申請における設備区分の見直し箇所

設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書 (※1)	設工認 設備区分 (※1)	兼用	修正方針
放射線管理施設	6. 放射線管理施設		
設計基準対象の施設	設計基準対象の施設		
出入管理関係設備	出入管理関係設備		
出入管理設備	出入管理設備		
汚染管理設備	汚染管理設備		
試料分析関係設備	試料分析関係設備		⑨
放出管理分析設備	放出管理分析設備		
放射能測定設備	放射能測定設備		
環境試料測定設備	環境試料測定設備		
放射線監視設備	放射線監視設備		
主排気筒管理建屋	主排気筒管理建屋		①
主排気筒管理建屋	主排気筒管理建屋		
屋内モニタリング設備	屋内モニタリング設備		
エリアモニタ	エリアモニタ		
ガンマ線エリアモニタ	ガンマ線エリアモニタ		
中性子線エリアモニタ	中性子線エリアモニタ		
ダストモニタ	ダストモニタ		
ベータ線ダストモニタ	ベータ線ダストモニタ		
アルファ線ダストモニタ	アルファ線ダストモニタ		
臨界警報装置	臨界警報装置		
屋外モニタリング設備	屋外モニタリング設備		
排気モニタリング設備	排気モニタリング設備		
排気筒モニタ	主排気筒ガスモニタ	内の事象の重大事故等対処設備として兼用する。	
排気筒モニタ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	内の事象の重大事故等対処設備として兼用する。	
排気筒モニタ	排気サンプリング設備 (主排気筒)	内の事象の重大事故等対処設備として兼用する。	⑨
排気筒モニタ	排気サンプリング設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	内の事象の重大事故等対処設備として兼用する。	
排気筒モニタ	排気サンプリング設備 (使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒)		
排気筒モニタ	排気サンプリング設備 (ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒)		
排気筒モニタ	排気サンプリング設備 (低レベル廃棄物処理建屋換気筒)		
排気筒モニタ	冷却空気出口シャフトモニタ		
排水モニタリング設備	排水モニタリング設備		
排水サンプリング設備	排水サンプリング設備		
排水モニタ	排水モニタ		
環境モニタリング設備	環境モニタリング設備		
モニタリングポスト	モニタリングポスト	内の事象の重大事故等対処設備として兼用する。	⑨
ダストモニタ	ダストモニタ	内の事象の重大事故等対処設備として兼用する。	
積算線量計	積算線量計		
放射線サーベイ機器	放射線サーベイ機器		
アルファ・ベータ線用サーベイメータ	アルファ・ベータ線用サーベイメータ		
ガンマ線用サーベイメータ	ガンマ線用サーベイメータ		
中性子線用サーベイメータ	中性子線用サーベイメータ		
エアスニファ	エアスニファ		
ダストサンブラ	ダストサンブラ		
ガスモニタ	ガスモニタ		
ダストモニタ	ダストモニタ		
代替モニタリング設備	代替モニタリング設備		
代替排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備		
可搬型排気モニタリング設備	可搬型排気モニタリング設備		
可搬型ガスモニタ	可搬型ガスモニタ		
可搬型排気サンプリング設備	可搬型排気サンプリング設備		
可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置		
可搬型データ表示装置	可搬型データ表示装置		
可搬型排気モニタリング用発電機	可搬型排気モニタリング用発電機		
監視測定用運搬車	監視測定用運搬車		
代替環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備		
可搬型環境モニタリング設備	可搬型環境モニタリング設備		
可搬型ダストモニタ	可搬型ダストモニタ		
可搬型線量率計	可搬型線量率計		
可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置		
可搬型データ表示装置	可搬型データ表示装置		
可搬型環境モニタリング用発電機	可搬型環境モニタリング用発電機		
監視測定用運搬車	監視測定用運搬車		
可搬型建屋周辺モニタリング設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備		
ガンマ線用サーベイメータ (SA)	ガンマ線用サーベイメータ (SA)		
中性子線用サーベイメータ (SA)	中性子線用サーベイメータ (SA)		
アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)	アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)		
可搬型ダストサンブラ (SA)	可搬型ダストサンブラ (SA)		
試料分析関係設備	試料分析関係設備		
放射能測定設備	放射能測定設備		
放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)	放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)		
核種分析装置 (アルファ線用)	核種分析装置 (アルファ線用)		
核種分析装置 (ガンマ線用)	核種分析装置 (ガンマ線用)		
放出管理分析設備	放出管理分析設備		⑨
放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)	放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)		
放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用)	放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用)		
核種分析装置 (ガンマ線用)	核種分析装置 (ガンマ線用)		
放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)	放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)		
放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用)	放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用)		
核種分析装置 (ガンマ線用)	核種分析装置 (ガンマ線用)		
環境試料測定設備	環境試料測定設備		
核種分析装置 (ガンマ線用)	核種分析装置 (ガンマ線用)		
放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)	放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)		
核種分析装置 (アルファ線用)	核種分析装置 (アルファ線用)		
核種分析装置 (ガンマ線用)	核種分析装置 (ガンマ線用)		
代替試料分析関係設備	代替試料分析関係設備		⑨
可搬型試料分析設備	可搬型試料分析設備		
可搬型放射能測定装置	可搬型放射能測定装置		
可搬型トリチウム測定装置	可搬型トリチウム測定装置		
可搬型核種分析装置	可搬型核種分析装置		

重大事故等対処設備

設工認申請における設備区分の見直し箇所

設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書(※1)	設工認 設備区分(※1)	兼用	修正方針
環境管理設備	環境管理設備		
放射能観測車	放射能観測車搭載機器		
放射能観測車	放射能観測車(ダストサンプリング及びよう素サンプリング)		⑨
放射能観測車	放射能観測車(風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計)		
放射能観測車	放射能観測車(温度計)		
放射能観測車	代替放射能観測設備		
放射能観測車	可搬型放射能観測設備		
放射能観測車	ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)(SA)		⑨
放射能観測車	ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)(SA)		
放射能観測車	中性子線用サーベイメータ(SA)		
放射能観測車	アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)		
放射能観測車	可搬型ダスト・よう素サンプリング(SA)		
放射能観測車	代替気象観測設備		
放射能観測車	可搬型気象観測設備(風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計)		⑨
放射能観測車	可搬型気象観測用データ伝送装置		
放射能観測車	可搬型データ表示装置		
放射能観測車	可搬型気象観測用発電機		
放射能観測車	可搬型風向風速計		
放射能観測車	監視測定用運搬車		
放射能観測車	環境モニタリング用代替電源設備		
放射能観測車	環境モニタリング用可搬型発電機		⑨
放射能観測車	監視測定用運搬車		
個人管理用設備	個人管理用設備		
個人管理用設備	出入管理関係設備		
個人管理用設備	出入管理設備		⑨
個人管理用設備	汚染管理設備		
個人管理用設備	重大事故等対処設備		
個人管理用設備	放射線監視設備		
個人管理用設備	排気モニタリング設備		
個人管理用設備	主排気筒の排気モニタリング設備		
個人管理用設備	排気筒モニタ		
個人管理用設備	排気サンプリング設備(主排気筒)		
個人管理用設備	北換気筒の排気モニタリング設備		
個人管理用設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ		
個人管理用設備	排気筒モニタ		
個人管理用設備	排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)		
個人管理用設備	北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)		
個人管理用設備	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋換気筒のデータ		
個人管理用設備	環境モニタリング設備		
個人管理用設備	モニタリングポスト		
個人管理用設備	ダストモニタ		
個人管理用設備	代替モニタリング設備		
個人管理用設備	可搬型排気モニタリング設備		
個人管理用設備	可搬型環境モニタリング設備		
個人管理用設備	可搬型建屋周辺モニタリング設備		
個人管理用設備	試料分析関係設備		
個人管理用設備	放出管理分析設備		
個人管理用設備	核種分析装置		⑨
個人管理用設備	放射能測定装置(ガスフローカウンタ)		
個人管理用設備	放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)		
個人管理用設備	放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)		
個人管理用設備	放射能測定装置(低エネルギーベータ線用)		
個人管理用設備	環境試料測定設備		
個人管理用設備	核種分析装置(ガンマ線用)		
個人管理用設備	代替試料分析関係設備		
個人管理用設備	可搬型試料分析設備		
個人管理用設備	環境管理設備		
個人管理用設備	代替放射能観測設備		
個人管理用設備	可搬型放射能観測設備		
個人管理用設備	代替気象観測設備		
個人管理用設備	可搬型気象観測用発電機		
個人管理用設備	可搬型気象観測設備(風向風速計,日射計,放射収支計,雨量計)		
個人管理用設備	可搬型気象観測用データ伝送装置		
個人管理用設備	可搬型データ表示装置		
個人管理用設備	可搬型風向風速計		
個人管理用設備	監視測定用運搬車		
個人管理用設備	環境モニタリング用代替電源設備		
個人管理用設備	環境モニタリング用可搬型発電機		
個人管理用設備	監視測定用運搬車		
その他再処理設備の附属施設	7. その他再処理設備の附属施設		
動力装置及び非常用動力装置	7.1 動力装置及び非常用動力装置		
電気設備	電気設備		
非常用電源建屋	非常用電源建屋		①
非常用電源建屋	地下水排水設備(非常用電源建屋周り)		
設計基準対象の施設	設計基準対象の施設		
受電開閉設備	受電開閉設備		
変圧器	変圧器	内的事故の重大事故等対処設備として兼用する。	
所内高圧系統	所内高圧系統		
所内低圧系統	所内低圧系統		
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機		
重油タンク(第1非常用ディーゼル発電機用)	重油タンク(第1非常用ディーゼル発電機用)		⑭
燃料油貯蔵タンク(第2非常用ディーゼル発電機用)	燃料油貯蔵タンク(第2非常用ディーゼル発電機用)		
重油タンク(運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機)	重油タンク(運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機)		
直流電源設備	直流電源設備	内的事故の重大事故等対処設備として兼用する。	
計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備		
再処理施設内機器	再処理施設内機器		⑪
照明及び作業用電源設備	照明設備		⑫
ケーブル及び電線路	ケーブル及び電線路		⑬
燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備		
重油タンク(第1非常用ディーゼル発電機用)	重油タンク(第1非常用ディーゼル発電機用)		⑭
燃料油貯蔵タンク(第2非常用ディーゼル発電機用)	燃料油貯蔵タンク(第2非常用ディーゼル発電機用)		
重油タンク(運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機)	重油タンク(運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機)		
重大事故等対処設備	重大事故等対処設備		
全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備		
代替電源設備	代替電源設備		
代替所内電気設備	代替所内電気設備		
全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備		
受電開閉設備	受電開閉設備		⑮
所内高圧系統	所内高圧系統		
所内低圧系統	所内低圧系統		
直流電源設備	直流電源設備		
計測制御用交流電源設備	計測制御用交流電源設備		
補機駆動用燃料供給設備	補機駆動用燃料供給設備		⑯
圧縮空気設備	圧縮空気設備		
設計基準対象の施設	設計基準対象の施設		
一般圧縮空気系	一般圧縮空気系		
安全圧縮空気系	安全圧縮空気系		
重大事故等対処設備	重大事故等対処設備		
代替安全圧縮空気系	代替安全圧縮空気系		
臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系		

重大事故等対処設備 設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書（本文チ。）	事業変更許可申請書（本文チ。） 記載抜粋	展開先設備区分	展開先の基本設計方針
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備の種類 出入管理関係設備 出入管理設備 汚染管理設備 試料分析関係設備 放射能測定設備 放射線監視設備 屋内モニタリング設備 エリアモニタ ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ ダストモニタ ベータ線ダストモニタ アルファ線ダストモニタ 臨界警報装置 放射線サーベイ機器 個人管理用設備	①		6.3 試料分析関係設備 6.3.6 試験・検査 放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。 6.4 代替試料分析関係設備 6.4.6 試験・検査 可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。 6.1 放射線監視設備 6.1.2 屋外モニタリング設備 6.1.2.1 排気モニタリング設備 6.1.2.1.2 多様性、位置的分散 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。
屋外管理用の主要な設備の種類 試料分析関係設備 放出管理分析設備 環境試料測定設備 代替試料分析関係設備 可搬型試料分析設備	（本文抜粋） 試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。	⇒ 試料分析関係設備 ⇒ 代替試料分析関係設備	
放射線監視設備 屋外モニタリング設備 排気モニタリング設備 排水モニタリング設備 環境モニタリング設備 代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型建屋周辺モニタリング設備	② （本文抜粋 主語で改行を追加） 放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。	⇒ 放射線監視設備の屋外モニタリング設備の排気モニタリング設備 ⇒ 代替モニタリング設備の代替排気モニタリング設備 ⇒ 放射線監視設備の屋外モニタリング設備の環境モニタリング設備	6.2 代替モニタリング設備 6.2.1 代替排気モニタリング設備 6.2.1.5 環境条件等 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。 6.1 放射線監視設備 6.1.2 屋外モニタリング設備 6.1.2.3 環境モニタリング設備 6.1.2.3.2 多様性、位置的分散 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損な

重大事故等対処設備
 設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書（本文チ。）	事業変更許可申請書（本文チ。） 記載抜粋	展開先設備区分	展開先の基本設計方針
環境管理設備 放射能観測車 気象観測設備 代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備 代替気象観測設備	（本文抜粋） 代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。	⇒ 代替放射能観測設備 ⇒ 代替気象観測設備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 6.6 代替放射能観測設備 6.6.2 多様性、位置的分散 可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 6.7 代替気象観測設備 6.7.2 多様性、位置的分散 可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6.7 代替気象観測設備 6.7.2 多様性、位置的分散 可搬型風向風速計は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。 </div>
環境モニタリング用代替電源設備			

ADRB 本文チ.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング	試料分析関係設備	代替試料分析関係設備	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備	環境モニタリング用代替電源設備
<p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を、放射線監視設備として排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を、環境管理設備として放射能観測車を設ける。</p> <p>環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、電源を受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定値は中央制御室で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。</p> <p>中央制御室については、「へ. (4) (i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ. (4) (ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に記載する。</p>										

放射線管理施設全体の設計方針に係る記載であるため、

「6. 放射線管理施設」の共通方針として記載する。

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング	試料分析関係設備	代替試料分析関係設備	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備	環境モニタリング用代替電源設備
<p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設ける。 北換気筒管理建屋は、再処理施設用と廃棄物管理施設用の排気モニタリング設備をそれぞれ設置する設計とするため、「再処理規則」及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」に基づき管理区域を設定する。管理区域への出入管理に用いる出入管理設備は廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(ii) 試料分析関係設備 作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。</p> <p>(iii) 放射線監視設備 管理区域の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。</p> <p>(iv) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。 個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>										
<p>設工認の設備区分と整合しているため、 「6.10 出入管理関係設備」にて記載する。</p>										
<p>設工認の設備区分と整合しているため、 「6.3 試料分析関係設備」にて記載する。</p>										
<p>設工認の設備区分と整合しているため、 「6.1 放射線監視設備」にて記載する。</p>										
<p>設工認の設備区分と整合しているため、 「6.9 個人管理用設備」にて記載する。</p>										

ADRB 本文チ.	試料分析関係設備	代替試料分析関係設備
<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 試料分析関係設備</p> <p>気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える。</p> <p>また、周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える。</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と環境試料測定設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>試料分析関係設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に示す。</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。</p>	<p>事業許可変更申請書の本文「(2)(i) 試料分析関係設備」では、試料分析関係設備 (DB, SA) 及び代替試料分析関係設備 (SA) に関する説明を記載している。</p> <p>左記は、試料分析関係設備に対する設計方針のうち、設計基準対象の施設としての記載であるため、「6.3 試料分析関係設備」にて記載する。</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備のうち、放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) 並びに環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。</p> <p>左記は、「第 46 条 電源設備」にて説明する内容である。</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置 (アルファ・ベータ線用)、放射能測定装置 (低エネルギーベータ線用) 及び核種分析装置 (ガンマ線用) 並びに環境試料測定設備の核種分析装置 (ガンマ線用) は、重大事故等時において、捕集した試料の放射性物質の濃度を測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>(試料分析関係設備に関する記載無し)</p> <p>(試料分析関係設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替試料分析関係設備に関する記載無し)</p> <p>(代替試料分析関係設備に関する記載無し)</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置、可搬型トリチウム測定装置及び可搬型核種分析装置で構成する。</p>

ADRB 本文チ.	試料分析関係設備	代替試料分析関係設備
<p>重大事故等時において、環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>重大事故等時において、共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6.3.2 多様性、位置的分散)</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6.3.5 環境条件等)</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(試料分析関係設備に関する記載無し)</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(代替試料分析関係設備に関する記載無し)</p> <p>可搬型試料分析設備は、共通要因によって試料分析関係設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(代替試料分析関係設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文チ.	試料分析関係設備	代替試料分析関係設備
<p>試料分析関係設備の放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。</p> <p>（試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>（試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>（試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>（試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>（試料分析関係設備に関する記載無し）</p>	<p>（代替試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>（代替試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p> <p>可搬型試料分析設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>（代替試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型試料分析設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>

ADRB 本文チ.	試料分析関係設備	代替試料分析関係設備
<p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(a) 主要な設備 (イ) 試料分析関係設備 〔常設重大事故等対処設備〕 放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用） 放射能測定装置（ガスフローカウンタ） 1 台 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ） 1 台 核種分析装置 1 台 環境試料測定設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） 核種分析装置 1 台</p> <p>(ロ) 代替試料分析関係設備 〔可搬型重大事故等対処設備〕 可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置（MOX燃料加工施設と共用） 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） 可搬型核種分析装置（MOX燃料加工施設と共用） 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） 可搬型トリチウム測定装置 2 台（予備として故障時のバックアップを1台）</p>	<p>放出管理分析設備の放射能測定装置（アルファ・ベータ線用）、放射能測定装置（低エネルギーベータ線用）及び核種分析装置（ガンマ線用）並びに環境試料測定設備の核種分析装置（ガンマ線用）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。</p> <p>（個数及び容量にて、数量の情報を記載している）</p> <p>（試料分析関係設備に関する記載無し）</p>	<p>可搬型試料分析設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。</p> <p>（代替試料分析関係設備に関する記載無し）</p> <p>（個数及び容量にて、数量の情報を記載している）</p>

ADRB 本文チ.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>(ii) 放射線監視設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。</p> <p>排気モニタリング設備のうち、主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は、主排気筒管理建屋に収納する。</p> <p>主排気筒管理建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、建築面積約300m²の建物である。</p> <p>主排気筒管理建屋機器配置概要図を第183図に示す。</p> <p>環境モニタリング設備は、モニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計で構成し、周辺監視区域境界付近に設ける。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、積算線量計は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の周辺監視区域付近の空間放射線量測定のための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることからMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>事業許可変更申請書の本文「(2)(ii) 放射線監視設備」では、排気モニタリング設備 (DB, SA)、環境モニタリング設備 (DB, SA)、</p> <p style="text-align: center;">代替排気モニタリング設備 (SA) 及び代替環境モニタリング設備 (SA) に関する説明を記載している。</p> <p>左記は、排気モニタリング設備及び環境モニタリング設備に対する設計方針のうち、設計基準対象の施設としての記載であるため、</p> <p style="text-align: center;">「6.1 放射線監視設備 6.1.2 屋外モニタリング設備」の「6.1.2.1 排気モニタリング設備」にて記載する。</p>			

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。</p>	<p>重大事故等時において、排気モニタリング設備のうち主排気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備（主排気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）並びに使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p>	<p>（代替排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備のうちモニタリングポスト及びダストモニタを常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における線量及び放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。</p>	<p>（代替環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>
<p>重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。</p>	<p>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。</p>	<p>（代替排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>（代替環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>
<p>重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p>	<p>（排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>（代替排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p>	<p>（代替環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>
<p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>（排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p>	<p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>左記は、「第 46 条 電源設備」にて説明する内容である。</p>			
	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	また、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	また、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。
	<p>左記は、「第 46 条 電源設備」にて説明する内容である。</p>			
<p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「リ. (1) (i) 電気設備」の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。</p>	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、電気設備の一部である、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)
<p>放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については「リ. (1) (i) 電気設備」に、可搬型排気モニタリング用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p>	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	なお、補機駆動用燃料補給設備に係る基本方針については第 2 章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 補機駆動用燃料補給設備」に示す。	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	なお、補機駆動用燃料補給設備に係る基本方針については第 2 章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 補機駆動用燃料補給設備」に示す。

ADRB 本文チ.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ及び可搬型排気サンプリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管(建屋換気系)の一部並びに監視測定用運搬車で構成する。</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタ、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)、中性子線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)並びに監視測定用運搬車で構成する。</p>
<p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備(モニタリングポスト等)が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(個数及び容量にて、数量の情報を記載している)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(個数及び容量にて、数量の情報を記載している)</p>
<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>
<p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(6.1.2.1.2 多様性, 位置的分散) 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ, 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6.1.2.1.5 環境条件等) 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ, 排気サンプリング設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6.2.1.5 環境条件等) 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>(6.1.2.3.2 多様性, 位置的分散) 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6.1.2.3.5 環境条件等) 内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p> <p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>代替モニタリング設備のうち、主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、共通要因によって主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>
<p>主排気筒管理建屋及び制御建屋内に保管する場合は放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管する場合は主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(主排気筒)が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>
<p>代替モニタリング設備のうち、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、放射線監視設備の北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、共通要因によって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文チ.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>
<p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、共通要因によって環境モニタリング設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>
<p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>排気モニタリング設備の排気サンプリング設備(主排気筒)は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管(建屋換気系)は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文チ.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備、北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	排気モニタリング設備の主排気筒ガスモニタ、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ、排気サンプリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)は、安全機能を有する施設として使用する場合同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)	環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)
主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に2系列を有する設計とする。	排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に十分な台数(排気サンプリング設備については2系列)を有する設計とする。	(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)
MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、9台を有する設計とする。	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)	MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、線量及び放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数を有する設計とする。	(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)
可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、可搬型ガスモニタの保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とし、可搬型排気サンプリング設備の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する設計とする。</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>
<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>
<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p>
<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する設計とする。</p>

ADRB 本文チ.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p>	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	<p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備の測定値又は観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p>	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	(代替排気モニタリング設備にて記載している)
<p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。</p>	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	<p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。</p>	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	(代替排気モニタリング設備にて記載している)
<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。</p>	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p>
<p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。</p>	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	<p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。</p>	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	<p>可搬型データ表示装置は、代替排気モニタリング設備と兼用する設計とする。 (代替気象観測設備においても兼用する旨を記載する。)</p>
<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ(SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。</p>	(排気モニタリング設備に関する記載無し)	(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)	(環境モニタリング設備に関する記載無し)	<p>ガンマ線用サーベイメータ(SA)は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ (S A) は, 建屋周辺において, 線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに, 保有数は, 必要数として2台, 予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>中性子線用サーベイメータ (S A) は, 建屋周辺において, 線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに, 保有数は, 必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p>
<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 及び可搬型ダストサンプラ (S A) は, 建屋周辺において, 空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに, 保有数は, 必要数として3台, 予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) 及び可搬型ダストサンプラ (S A) は, 建屋周辺において, 空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに, アルファ・ベータ線用サーベイメータ (S A) の保有数は, 必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とし, 可搬型ダストサンプラ (S A) の保有数は, 必要数として3台, 予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。</p>
<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は, 「ロ. (7) (ii) (b) (ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p>	<p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる排気サンプリング設備 (主排気筒) の配管の一部は, 第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し。ただし, 耐震設計に関する記載を他の重大事故等対処設備に展開している。)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し。ただし, 耐震設計に関する記載を他の重大事故等対処設備に展開している。)</p>
<p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し, 風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>主排気筒ガスモニタ及び排気サンプリング設備 (主排気筒) は, 外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し, 風 (台風) 等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>（排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>
<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>（排気モニタリング設備に関する記載無し。）</p> <p>排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋及び制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>（代替排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>（環境モニタリング設備に関する記載無し。）</p> <p>環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。</p> <p>（代替環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>
<p>代替モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p>	<p>（排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>
<p>主排気筒の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p>	<p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p>	<p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>（代替環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>排気サンプリング設備（主排気筒）は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。</p> <p>（排気モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主配管（建屋換気系）の一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。</p> <p>（代替排気モニタリング設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。</p>	<p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p> <p>環境モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。</p> <p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p> <p>（環境モニタリング設備に関する記載無し）</p>	<p>（代替環境モニタリング設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守及び校正が可能な設計とする。</p> <p>（代替環境モニタリング設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替えが可能な設計とする。</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
(a) 主要な設備 (イ) 放射線監視設備 [常設重大事故等対処設備] 主排気筒の排気モニタリング設備 (設計基準対象の施設と兼用) 排気筒モニタ 2 系列 排気サンプリング設備 2 系列 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備 (設計基準対象の施設と兼用) 排気筒モニタ 2 系列 排気サンプリング設備 2 系列 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) (設計基準対象の施設と兼用) 1 基 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備 (設計基準対象の施設と兼用) 1 系列 環境モニタリング設備 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) モニタリングポスト 9 台 ダストモニタ 9 台	(個数及び容量にて, 数量の情報を記載している) (個数及び容量にて, 数量の情報を記載している) (排気モニタリング設備に関する記載無し)	(代替排気モニタリング設備に関する記載無し) (代替排気モニタリング設備に関する記載無し) (代替排気モニタリング設備に関する記載無し)	(環境モニタリング設備に関する記載無し) (環境モニタリング設備に関する記載無し) (個数及び容量にて, 数量の情報を記載している)	(代替環境モニタリング設備に関する記載無し) (代替環境モニタリング設備に関する記載無し) (代替環境モニタリング設備に関する記載無し)

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>(ロ) 代替モニタリング設備 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備(設計基準対象の施設と兼用)(放射線監視設備と兼用) 1 系列 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ 4 台(予備として故障時のバックアップを2台) 可搬型排気サンプリング設備 4 台(予備として故障時のバックアップを2台) 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 4 台(予備として故障時のバックアップを2台) 可搬型データ表示装置 2 台(予備として故障時のバックアップを1台) 可搬型排気モニタリング用発電機(MOX燃料加工施設と共用) 3 台(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(個数及び容量にて, 数量の情報を記載している)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文子.	排気モニタリング設備	代替排気モニタリング設備	環境モニタリング設備	代替環境モニタリング設備
<p>可搬型環境モニタリング設備 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>可搬型線量率計</p> <p>18 台 (予備として故障時のバックアップを9台)</p> <p>可搬型ダストモニタ</p> <p>18 台 (予備として故障時のバックアップを9台)</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>18 台 (予備として故障時のバックアップを9台)</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>19 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台)</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>16 台 (予備として故障時のバックアップを8台)</p> <p>中性子線用サーベイメータ (SA)</p> <p>4 台 (予備として故障時のバックアップを2台)</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>6 台 (予備として故障時のバックアップを3台)</p> <p>可搬型ダストサンプラ (SA)</p> <p>6 台 (予備として故障時のバックアップを3台)</p> <p>監視測定用運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>7 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台)</p>	<p>(排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替排気モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(環境モニタリング設備に関する記載無し)</p>	<p>(個数及び容量にて、数量の情報を記載している)</p>

ADRB 本文チ.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>(iii) 環境管理設備</p> <p>敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。</p> <p>放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>また、気象観測設備は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の敷地内において気象を観測するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と気象観測設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>重大事故等時において、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録するため、気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。</p> <p>重大事故等時において、敷地内の気象条件、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p>	<p>事業許可変更申請書の本文「(2)(iii) 環境管理設備」では、環境管理設備 (DB, SA) , 可搬型放射能観測設備 (SA) 及び代替気象観測設備 (SA) に関する説明を記載している。</p> <p>左記は、環境管理設備に対する設計方針のうち、設計基準対象の設備としての記載であるため、</p> <p>「6.4 環境管理設備」にて記載する。</p> <p>重大事故等時において、放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定し、及びその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) を常設重大事故等対処設備として位置付け、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、及びその結果を記録する設計とする。</p> <p>放射能観測車は、重大事故等時において、敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。</p> <p>気象観測設備 (風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) は、重大事故等時において、敷地内の気象条件をモニタリング対象とする。</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文チ.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、可搬型気象観測用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>(環境管理設備に関する記載無し)</p> <p>(環境管理設備に関する記載無し)</p> <p>(環境管理設備に関する記載無し)</p> <p>(環境管理設備に関する記載無し)</p>	<p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備のガンマ線用サーベイメータ (Na I (Tl) シンチレーション) (SA), ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA), 中性子線用サーベイメータ (SA), アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダスト・よう素サンブラ (SA) で構成する。</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p> <p>重大事故等時において、気象観測設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型気象観測用発電機、可搬型風向風速計及び監視測定用運搬車で構成する。</p>
<p>左記は、「第 46 条 電源設備」にて説明する内容である。</p>			
<p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。 補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、可搬型気象観測用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p> <p>重大事故等時において、環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>(環境管理設備に関する記載無し)</p> <p>(環境管理設備に関する記載無し)</p> <p>環境管理設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>可搬型放射能観測設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p>	<p>また、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。</p> <p>なお、補機駆動用燃料補給設備に係る基本方針については第 2 章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.10 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、MOX 燃料加工施設と共用する。</p>

ADRB 本文チ.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>重大事故等時において、共用する環境管理設備、可搬型放射能観測設備、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6.5.2 多様性、位置的分散)</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保又は修理の対応の手順を保安規定に定め管理することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6.5.5 環境条件等)</p> <p>内の事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。</p> <p>(環境管理設備に関する記載無し)</p>	<p>ガンマ線用サーベイメータ（NaI(Tl)シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な容量及び台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>可搬型放射能観測設備は、共通要因によって放射能観測車と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を放射能観測車が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、共通要因によって気象観測設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を、気象観測設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p>

ADRB 本文チ.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p>
<p>MOX 燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1 台を有する設計とする。</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1 台を有する設計とする。</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p>
<p>MOX 燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1 台を有する設計とする。</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1 台を有する設計とする。</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p>
<p>MOX 燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1 台，予備として故障時のバックアップを1 台の合計2 台以上を確保する。</p>	<p>(環境管理設備に関する記載無し)</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，ガンマ線用サーベイメータ（NaI（T1）シンチレーション）（SA），ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA），中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）の保有数は，必要数として1 台，予備として故障時のバックアップを1 台の合計2 台以上を確保する設計とする。</p>	<p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p>
<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに，保有数は，必要数として1 台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2 台の合計3 台以上を確保する。</p>	<p>(環境管理設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>MOX 燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は，敷地内において風向，風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに，保有数は，必要数として1 台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2 台の合計3 台以上を確保する設計とする。</p>

ADRB 本文子.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p>	<p>(環境管理設備に関する記載無し)</p> <p>(環境管理設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。</p>
<p>代替排気モニタリング設備と兼用する設備であるため、主番地である「6.2.1 代替排気モニタリング設備」にて記載する。</p>			
<p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(環境管理設備に関する記載無し)</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については保安規定に定めて、管理する。</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向及び風速を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。</p> <p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文チ.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>屋外に保管する放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>（環境管理設備に関する記載無し）</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>（環境管理設備に関する記載無し）</p> <p>放射能観測車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修及び校正が可能な設計とする。</p> <p>気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計）は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え及び保修が可能な設計とする。</p>	<p>（代替放射能観測設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>（代替放射能観測設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型放射能観測設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び模擬入力による機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修及び校正が可能な設計とする。</p>	<p>（代替気象観測設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型風向風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>（代替気象観測設備に関する記載無し）</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型気象観測用発電機及び可搬型風向風速計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認及び機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え及び保修が可能な設計とする。</p>

ADRB 本文子.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>(a) 主要な設備</p> <p>(イ) 環境管理設備 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) [常設重大事故等対処設備] 気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) 1 台 [可搬型重大事故等対処設備] 放射能観測車 1 台</p> <p>(ロ) 代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備 (MOX燃料加工施設と共用) [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ (NaI (Tl) シンチレーション) (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) 中性子線用サーベイメータ (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) 可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p>	<p>(個数及び容量にて, 数量の情報を記載している)</p> <p>(環境管理設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p> <p>(個数及び容量にて, 数量の情報を記載している)</p>	<p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p> <p>(代替気象観測設備に関する記載無し)</p>

ADRB 本文子.	環境管理設備	代替放射能観測設備	代替気象観測設備
<p>(ハ) 代替気象観測設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型気象観測設備 (風向風速計, 日射計, 放射収支計, 雨量計) (MOX燃料加工施設と共用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 可搬型気象観測用データ伝送装置 (MOX燃料加工施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) 可搬型データ表示装置 (代替モニタリング設備と兼用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) 可搬型気象観測用発電機 (MOX燃料加工施設と共用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 可搬型風向風速計 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 監視測定用運搬車 (代替モニタリング設備と兼用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p>	<p>(環境管理設備に関する記載無し)</p>	<p>(代替放射能観測設備に関する記載無し)</p>	<p>(個数及び容量にて, 数量の情報を記載している)</p>

ADRB 本文チ.	環境モニタリング用代替電源設備
<p>(iv) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>共用する環境モニタリング用代替電源設備は、給電先が共用する環境モニタリング設備であり、必要となる電力及び燃料が増加するものではないことから、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、環境モニタリング用可搬型発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>(a) 主要な設備</p> <p>(イ) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用） 19 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台）</p> <p>容 量 約5 kVA/台</p> <p>監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用） 7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）</p>	<p>設工認の設備区分と整合しているため、</p> <p>「6.8 環境モニタリング用代替電源設備」にて記載する。</p>